

東洋學藝雜誌第十九號

明治十六年四月廿五日發兌

○攝影術ノ沿革「ダゲール」形ノ部 磯野徳三郎

第十九世紀ニ於テ理學上ノ發明甚タ多シ就中攝影術ハ其著明ナルモノニシテ應用ノ廣キ雷ニ人物風光ノ眞影ヲ描出シ得ルノミナラス星學物理學等ノ諸理學ノ研究ニ於テ頗ル緊要ノ効用アリ加之此術ノ進歩スルニ從ヒ日光化學上ノ作用ヲ學ヒシコト少シトセス茲ニ發明ノ略史ヲ記シ讀者諸君ノ一贊ヲ博セント欲ス

夫レ日輪ヨリ發射スルノ光線吾地球上ノ萬物ニ對シ起ス所ノ影響ハ千狀萬態ナリ或ハ蒙昧ノ世ヨリ之ヲ知ルアリ或ハ唯、近世ノ研究ニ依テ人間ノ應用ニ供セシモノアリ朝暾曉ヲ破レハ萬物歷々トシテ見ルヘシ是其照光の影響ナリ手ヲ日光ニ曝セハ漸クニシテ暖ヲ覺フ是其熱燠の影響ナリ以上其二者ノ如キハ蠻民小兒ト雖能ク知ル所ナリ然レヒ更ニ第三種ノ影響アリ眼之ヲ視ルヘカラス手之ヲ感スヘカラス獨リ多少ノ時間ヲ費シ物質界ニ作用スルノ結果ヲ察觀シタル後始テ之ヲ查出シ得ヘシ是其化學的影響ナリ

試ニ硫黃塊ヲ碎破セヨ唯、其形狀ヲ變セシニ過キス又之ヲ摩擦セヨ塵埃ヲ引クノ力ヲ生スト雖唯電氣ノ發動セシニ過キス硫黃ハ依然トシテ硫黃ニシテ曾テ其物質ヲ變セス之ヲ理學的變化ト云フ若シ今之ニ火ヲ點セハ忽チ燃消シテ臭氣鼻ヲ刺スノ氣體ニ變シ獨リ形狀ノ異リタルノミナラス既ニ元來ノ硫黃ニアラスシテ全ク其物質ヲ變セシナリ之ヲ化學的變化ト云フ太陽ノ光線亦物質界ニ斯ノ如キ變化ヲ生シ得ヘシ

世ニ褪消シ易キ色素アリ(紅花中ノ色素ノ如シ)之ヲ以テ絹布ヲ染ルモ決テ久キニ耐ヘス然レヒ之ヲ暗處ニ置ケハ(袖裏等ニ着ルカ如シ)時ヲ經ルモ依然タリ是褪消全ク日光ノ作用ニ因スルノ明證ナリ世人ハ昔時ヨリ此作用ヲ藉リ日光ト水トノ同時作用ニ依テ布ヲ漂洒セリ以上ノ漂白作用ハ甚タ緩漫ニシテ著明ナラサルカ爲メ吾人ノ注意ヲ引程ニ至ラサリシカ別ニ古來ヨリ世人ヲ吃驚セシメ其原因ヲ探究スルニ至リシ化學的影響アリ獨乙「フライバル」ノ鑛山ニ存在スル角銀ト云フ銀鑛ハ鹽素ト銀トノ化合物ニシテ元來白色ナレヒ日光ニ觸レテ漸ク紫色ニ變ス



ルヲ以テ久ク學者ノ注目スル所ナリキ銀ノ他ノ化合物即チ硝酸銀ニアリテハ此變化更ニ著明ナリ硝酸銀溶液ヲ手或ハ紙ニ注キ日光中ニ置ケハ忽チ黑色ニ變ス此等ノ性質ハ忽チ吾人ノ應用スル所トナリ病院學校等ノ洗濯場ニ於テ衣服ニ印スルノ不滅墨汁インテリブルインキヲ製出セリ（硝酸銀ヲ水及ヒ護謨ト混和セルモノ）

前條述ル如ク硝酸銀ヲ以テ濕シタルノ紙片ハ能ク日光ニ逢フテ黑變スルノ性ヲ徵知シタレハ今日ヨリシテ之ヲ觀レハ攝影術ノ發明僅ニ一步ノ近キニアルカ如シ然レモ當時ノ學士唯光線ノ作用ニ依テノミ圖書ヲ描出スルナト、ハ未ダ夢ニモ知ラサルコトニテ攝影術ノ成功ハ之ヨリ遙ニ數十年ノ後ニソアリケル

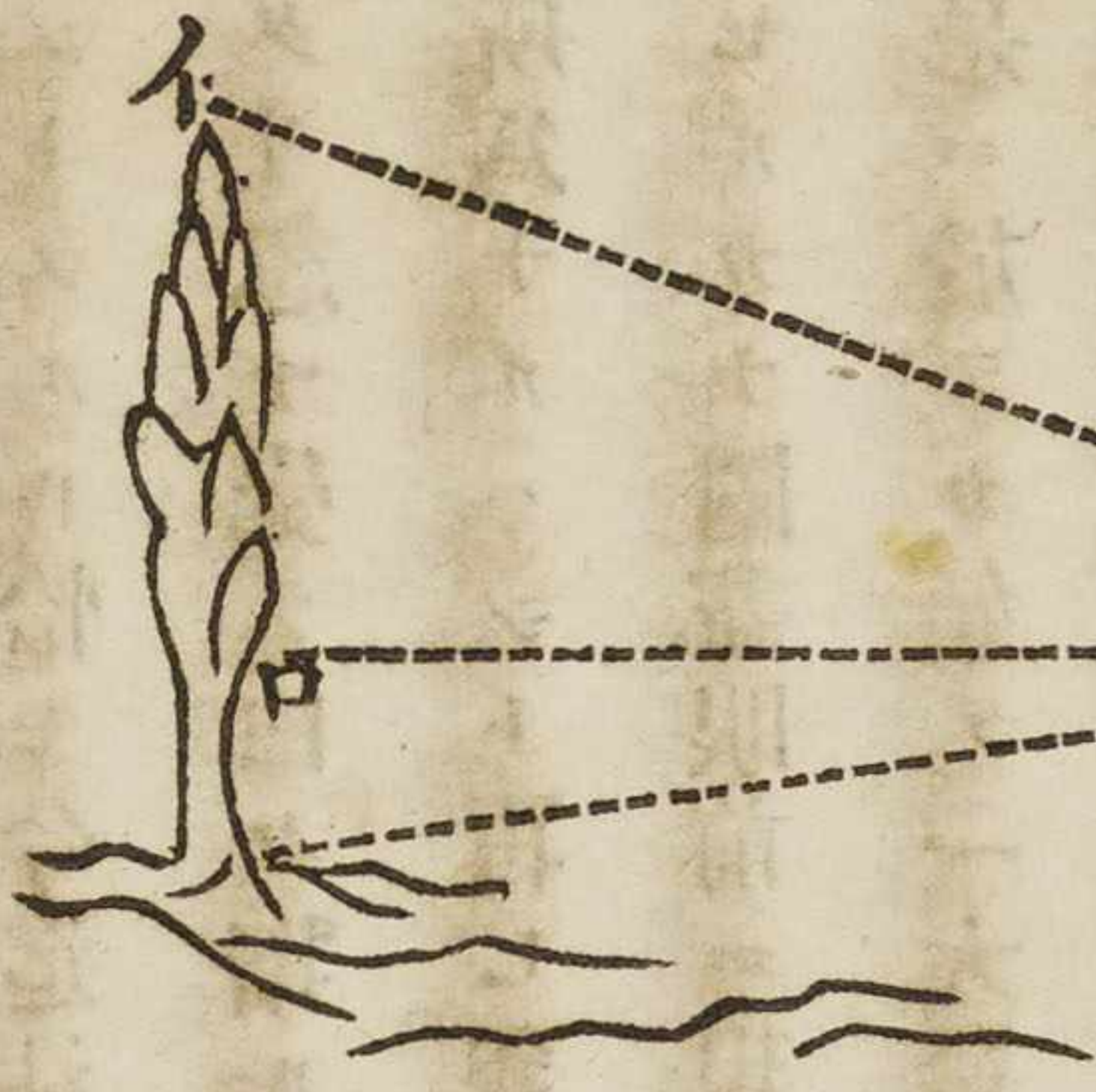
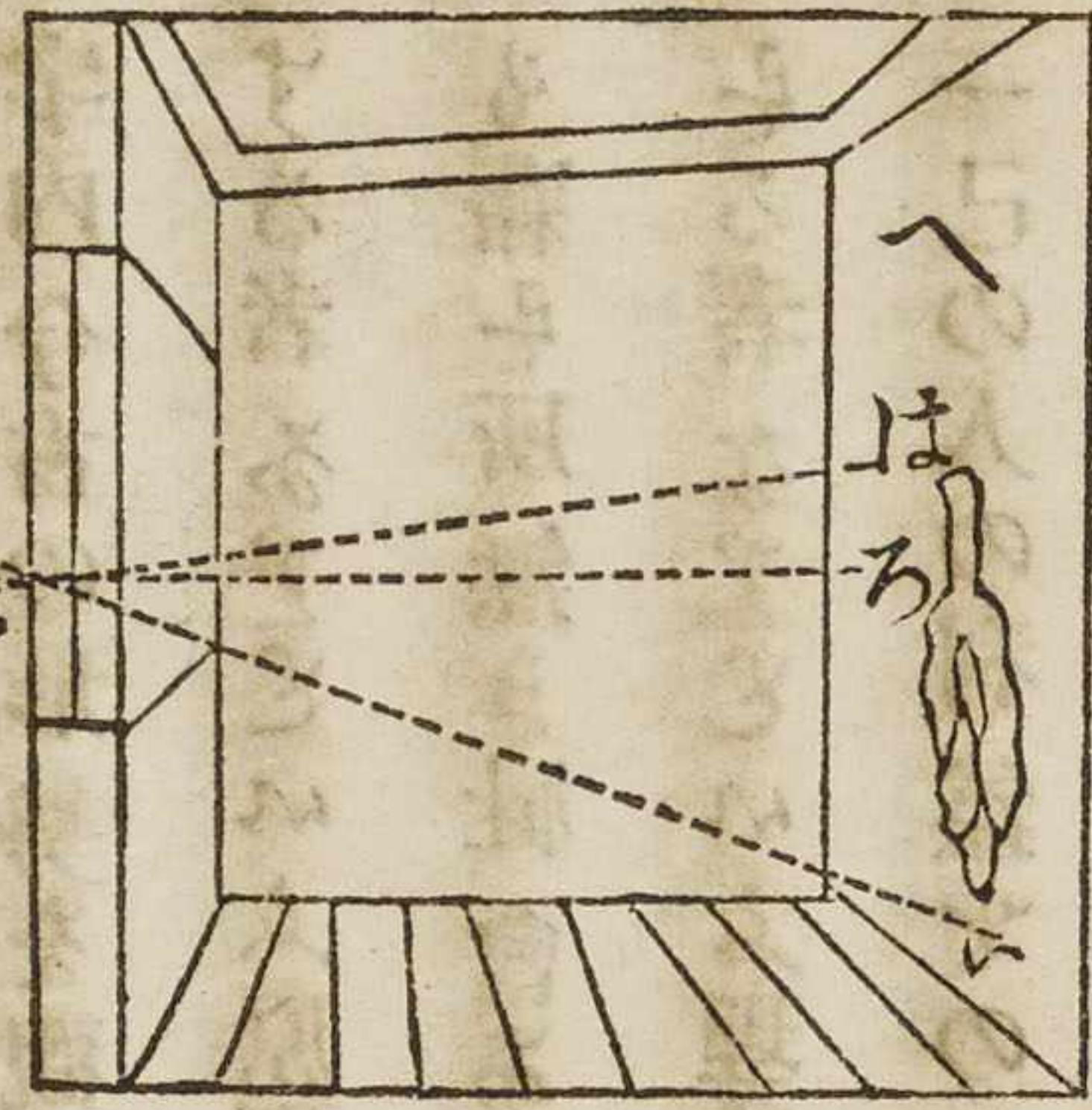
抑日光ノ力ニ依テ畫圖ヲ描出セント企テタルハ千八百二年ニテ英國ノ「ウエヂウード」（有名ナル陶器製造者ノ子）及ヒ「デーヴ」（有名ノ化學者）ノ兩氏ヲ以テ嚆矢トス即兩氏ハ硝酸銀ニテ調製セル紙上ニ木葉ノ如キ平坦ノ物ヲ置キ日光ニ曝露セシニ物ヲ以テ覆レタルノ部分ハ日光ニ觸レサルカ故更ニ變セサルモ他ノ部分ハ全ク黑變セリ斯

ノ如クシテ黑地ニ白キ外線アルノ畫ヲ得タリ是現今世人ノ貴重スル「リットポース」法ノ濫觴ナリ然レモ日光ニ觸ルレハ白部モ亦次第ニ黑變スルカ故ニ唯之ヲ暗處ニ置ノ他保存スルノ方ナシ當時未ダ之ヲシテ久キニ耐シムルノ手段ヲ知ラサリシト雖實ニ攝影術ノ發明ニ近ク一步ト云フヘシ斯ク畫工ノ手ヲ藉ラスシテ畫圖ヲ描出シ得ルノ觀念一タヒ世ニ出テシヨリ英佛兩國ノ人士陸續此問題ノ研究ニ從事スルニ至レリ

以上兩氏ノ方法ニテハ唯平坦ノ物体ニノミ適スルカ故佞令ヒ之ヲ改良スルノ目途アルモ其應用甚ダ狹隘ナルヘシ然ルニ「ウエヂウード」氏ハ當時已ニ「カメラ、オブスキウラ」ト稱スル器械ヲ以テ固形ノ物体ヲモ撮影シ得ヘシトノ思想アリ此器ハ十六世紀ニ有名ナル伊國ノ理學士「ポルタ」氏ノ觀察セシ事實ニ基キ工夫セルモノニシテ現今攝影家ノ使用スル攝影鏡ナリ茲ニ一ノ暗室アリテ圖ニ示スカ如ク窓前ニイロハナル樹木アリト假想セヨ若シ窓ニ小孔アリテ穿タハ庭樹イロハヨリ來ルノ光線ハアテ經過シテ壁ヘニ至リはろいノ位置ヲナシテ其ノ倒影ヲ現ス



ルヤ明ナリ故ニ此暗室中ニアルノ人ハ轉倒セリト雖庭樹  
ニ寸分異ラサルノ形狀彩色ヲ有スル影ヲ壁上ニ認ムヘシ



ルヘカラス而メ之ヲ發見セシハ佛國ノ「ニコフオール」  
プス「氏ナリキ世人能ク知ル所ノ土瀝青<sup>アスファルト</sup>ハ能ク松根油<sup>ラ  
ヴェンダール</sup>酒等ノ揮發油ニ溶解スト雖一度日光ニ曝露ス  
レハ則チ其溶性ヲ失フ「ニコフオール」氏獨リ此事實ヲ知

所謂「カメラ」トハ室ヲ函ニ壁  
ヲ半透明ノ玻板ニ小孔ヲ透鏡  
ニ交替セルモノニシテ其映影  
頗ル明瞭美麗ナリ却說「ウエヂ  
ウード」「デーヴ」ノ兩氏

ハ此器ニ於テ硝酸銀製ノ紙ヲ  
試ニ數時間之ヲ曝露セシモ光  
線ノ力不充分ナリシカ或ハ試  
藥ノ製法未ダ精微ナラサリシ  
カ不幸ニシテ効驗ナカリキ然  
レハ此倒影ヲ撮寫セント欲セ  
ハ更ニ敏感ノ調藥ヲ工夫セサ

リタリシヲ以テ土瀝青ノ溶液ヲ金屬ノ板ニ注キ揮發油ヲ  
蒸散セシメテ板面ニ土瀝青ノ薄膜ヲ留メ之ヲ攝影鏡ノ倒  
影ニ呈シタル後少時ニシテ之ヲ去リ揮發油ヲ注キシニ影  
アル所ハ溶解シ影ナキ部分ハ殘留シ其畫粗笨ナリシトハ  
雖實ニ一種ノ眞影ヲ描出スルヲ得タリ（此成績ハ「ニ  
コフオール」氏ノ死後「ヘリオグラフィ」銅板ト攝影術ト  
稱スル最美ノ彫刻方ヲ創意スルノ基トナレリ）

「ニコフオール」氏ノ發明ハ當時之ヲ知ルモノナク氏亦之ヲ  
放擲シテ顧ミス更ニ他ノ攝影的試驗ニ從事セリ千八百二  
十九年ニ「ダゲール」氏ト協力シテ千八百三十三年ニ至  
リシカ「ニコフオール」氏遂ニ其志ヲ達セシテ死セリ  
爾後「ダゲール」氏續テ研究シタリシモ若シ僥倖ノ氏ヲ助  
ケシニアラサリセハ或ハ「ニコフオール」氏ト其跡ヲ同フセ  
シナランカ氏ハ頻リニ沃化銀板（銀板ヲ沃素ノ蒸氣ニ曝  
露セシモノ）ヲ以テ試驗シタリシニ更ニ好結果ヲ得ス一  
日曝露時間不充分ニシテ未ダ影畫ノ現出セサル銀板ヲ無  
用ナリトテ試室内ニ放擲シ暫クシテ偶然之ヲ見シニ不思  
議ナル哉歴然タル畫圖ヲ現出セリ氏ハ始メ大ニ驚キシカ



其變化全ク室内ノ或ル藥品ノ作用ナルヘシトテ一箇ツ、  
 之ヲ室外ニ徹シ前ノ如キ銀板ヲ室内ニ置キシニ數時間ヲ  
 經テ再ヒ影畫ヲ生セリ終ニ藥品ヲ盡ク撤去セシモ猶板上  
 畫ヲ現出ス氏大ニ之ヲ怪トシ既ニ試室ノ魔界ナルヲ信セ  
 ントスルモ恰モ今迄注意セサリシ水銀ノ盤ヲ床上ニ認メ  
 タリ忽チ覺テ曰ク斯ル奇異ヲ示セシハ全ク水銀ノ蒸氣ノ  
 所爲ナルヘシト再ヒ銀板ヲ取テ水銀ノ蒸氣ニ呈セシニ果  
 セルカナ圖畫眼前ニ現出セリ氏ノ喜ハ如何ナリケン天下  
 是ニ於テカ始テ一大發見ノ美果ヲ見ルヲ得タリ(未完)

○社會と一個人との關係の進化

文學士 有賀長雄

宇内今古の形勢を觀察するも、人民の國家の爲め存  
 する者ありといふ原理に依りて、一己一己の人より毫  
 も藉と所無き社會あり、或は又國家の人民の爲め存  
 する者なりといふ理論行はれて、何事お就きても一己  
 一己の人の利益とのみ先とする社會あり、或は又同一  
 社會おして數百年を出てさる中此關係の上より著き變  
 動を現はる者あり。是れ豈は偶然あらむや、必だ一々

其原因ある事なるべし、而して其原因の社會發生し  
 全盛に至るまでの進化の次第を關する所少からずと思  
 へるれば、試よ之を左に論究せむとす

(一節) 上古蒙昧の世、人類未だ聚合して社會を結成せ  
 す、食物住所等を得むとして互に相争闘する時代の形勢  
 の如何ありやと問ふも、此時の一個人の權力最高の點は  
 在りて、社會又他人のため減消せらるる所少も無し、  
 故に二人相會する時の必を其間を軋轢を生とするなり。之  
 を反して社會全体の權力の零度は在り

(二節) 諸て右の如く上古の原人が進て社會を結成する  
 に至るの如何なる原因に由るありやと問ふは是れ即ち自  
 然淘汰の理に因る者なり。請ふ其次第を述べむ。上古の  
 人術未だ進まず、耕作、建築の業未だ起らざる世のとされ  
 る、食物とてへき者の自然の果實禽獸あるのみなるべく、  
 住所とすへき者の自然の岩洞穴窠あるのみあるべく、且  
 つ果實禽獸、岩洞穴窠の其數決して多きは非ざるべし、故  
 に數多の原人相競て之を獲むとするは當り、烈き争闘起  
 らざるを得ず。況や岩洞穴窠の内より猛獸ありて、之を勝



ち之と退いとむば占領し難きをや。諸て此争闘は際して如何ある者の勝ち、如何ある者の敗るゝやと問ふに、一人孤立して戦ふ者の敗れ、數人協合して戦ふ者の勝つなるべし。一人の强者の弱者十人の協合は勝つこと難し。此故より少くも他人と協合せむとするの性質を備へたる者の優勝劣敗の理は因て保生をすることを得へし、且つ件の性質遺傳して子孫に至るは於て益々強くあるは相違無し。されば孤立して戦ひむとする者の子孫の斷絶し、此處より十人、彼處より五人、聚合し、協合して闘ひむとする者の子孫のみ繁榮するをむ、是れ抑て社會の元始あり。さるやと問ふに、聚合中の一人々思ひくは戦ふの敗れ、衆人一人の指揮に従て戦ふの勝つあるへし。故に指揮者を立てざる聚合は自然に指揮を立つる聚合は併吞せられて其跡を絶つ道理あり。指揮は順從せざるべきを忍ら自身の存亡に係ることあれば、人々皆強めて順從するあるべし。是れ即ち何れの國を見ても種屬ある毎に必ず酋長ある所以あり。諸て又斯る種屬とし相交戦するは當ての人

數多く且つ酋長の指揮は順從をすること深き者の益々勝て他の諸種屬を合併することを得へく、合併すれば益々人數増へて彌々勝つ道理あり。是れ即ち他屬は優る土地の便益を占むる種屬あるの速に成長して大國となる所以あり、鮮卑屬契丹屬韃靼屬蒙古屬等の傳はも其次第詳なり。右の即ち社會進歩の第一段あり。是時を當て社會と一個人との關係は如何と問ふに、社會結成以前の形勢といふ全く反對して、社會全体の權力の最高の點は在り、一個人の權力の最底の點は在るあり。酋長なる人も素より一個人の一なりと雖、其酋長たる所以に於ては既ち一個人は非ずして全社會の存亡に係る所あり、從て下民の其指揮は順從するの其人は服従するは非ずして、社會保全の本源は服従する事とある。此時に於て一個人の權力の微少あるは實に吾輩の想像する能はざる所あり、今一話を以て證とせむは、或る種屬は於ては酋長若し誤て樹根のみまづき倒るゝとき下部の人皆わざと同一樹根のみまづき倒れざるべからず、若し然せざれば罰せられしと。  
 (三節) 前節に述へし如く數千人の民一酋長は服従して、



近隣に住める同様の大種屬と境土を争ひ相戦闘するに際しては、又何れの勝ち何れの敗るゝやと問ふも、既に人數も多きことあれば軍糧も多く入ることあるべし、故に軍糧供給の方法の他屬に優る者を發見したる種屬の必き勝つ道理なり。初めの一人なりとも人數の多かふむことを求めしがゆへ國中の男子をして悉く皆戦地に出でて戦ひしめしむ相違無し、而して戦争の間は時々歸郷、豐饒の地と撰て耕作せしめるべし。されど戦争の傍ら耕作するこゝとよとの戦争も不利あるべし耕作も充分手を盡くし難きならむ。故に敵軍より擒よせし男子よく信用置き難ければ軍用よ使ひ難き者共を内地よ殘し留めて専ら婦老と共に耕作よ從事せしむるときは便益少かるべし。此方法を用ゐる種屬は勝て榮へ、之を用ゐざる種屬の負けて併吞せらるること疑ふべし。又仮令斯の如き都合無くとも、二節よ述へ次第よて種屬成長する時の豐饒の地よ出て獲る事も必ずあるべければ、人數さへ充分よ成りたる上の、農業自然よ起らざるを得ず。農業一旦起る上の忽ち社會の面目を一變せすといふ事無し、其故の

禾穀を耕作するときの食物の充分ある事更に前日の比よ非ず、牧獸を以て生活せし間、牛羊の増殖よ定限あれば從て人口の増加よも限定ありたれど、農業を始めし上の、土地さへあれば禾穀の増殖よ限定無きよ以て人口無窮よ増加するを得ればあり。さて土地も廣くあり、人口も至急よ増加する時の、最早酋長一人の手よて全社會の臣民の服従を催促する事實際六ヶ敷成るあり、且つ通行音の便も未だ開けざる世のとあれは、中央よ居て四方を指揮する事別して難きならむ。さりとも其儘捨て置く時は、社會亂るべし、故に前よ建國の際よ軍功ありて臣民も能く歸服せる將校を撰て地方よ封じ、各々隨意よ其領地を支配するの權力を有しかがら、中央の君主よ服従せざるの制度を建つるに至るは又自然の勢のみ。是れ世よ封建の制の起る次第あり。凡そ國家よして一旦封建の制よ經ざるは無し、其理此よ在り。然るも此封建の制といふの元來甚だ不靜定ある者よて、早晚破れざるを得ざる事あり、其故は、本來兩立し難き二原理よ兩立せしめむととるよ基づく事あればあり、但し其二原理といふは、社



會全体の權力を立てむとする事と一個人の權力を立てむとする事とは是れあり、中央君主諸侯の上より立て之を統轄せむとするは即ち社會全体の權力を立てむとする事也、然るは諸侯たる者隨意に其任地を支配するは即ち其人々の一己一己の權力を立てむとする事あり、是れ兩立し難き事あり。中央君主一人のみ有て、諸侯未だ無かりし間、(君主も一個人の一たりあがら)其權力は即ち全社會の權力と同一也、然るは一旦諸侯の如き者あるに至ては、既に同一社會中より己が隨意に作爲することを得る者一人以上ありて、甲の權内より乙を容れ、乙の權内より甲を容れざる事と成るべし、是れ正しく諸侯たる人の一己一己の權力と立つるの沙汰なり。爰も今一つ諸侯の權力を以て一個人の權力ありとする所以の道理あり、即ち他無き諸侯の始め其地を封せらるるは勳功によること多し、而して勳功といふ全く一個人に關係する事なるゆへ、之を封建の基本とするは即ち一個人の行爲を基本とするは等なき事是れあり。故に曰く封建の制は靜定ならず、早晚必ず破れて戰國の有様を陷る者ありと。國家として封

建の制を経ざるは無し、封建の制として戰國は終らざるは無し。是時を當て社會と一個人との關係は如何と云ふは雙方の權力併ひ立たむとして相敵對する者と謂つべき也。(四節) 斯く戰國の暗と成りゆきたる上、社會は又如何ある方向に進むものありやを述へむ。仮令英雄豪傑の中より武力他を勝れて、新天子となつるを得る者ありとも既に最初の君主の權力よりも尊崇せぬ程の事あれば、一時の武威を恐れて臣民服従はとも到底永久ある能はず、秦の始皇の如く、其人死して子孫柔弱なる時の忽ち又元の亂世は返るべし。斯の如き事幾度も及ぶ時の遂に到底武力のみよつて社會を團結し難しといふ事世人の自ら心附く所とあらむ。されば武力の外は千萬の人心を團結するに足る者ありやと問ふは、曰く只一つあり即ち智力是れあり。故に戰國久く續く時の智力を以て再び社會を團結せむとて色々の理論を建つる者民間に輩出せ、而して其理論中より或は哲學の体裁を備ふるあり、或は又宗教の体裁を備ふるものありぬべし。現に支那までも孔子及び



諸子の出て一と多く春秋戰國の時代は在り、是れ皆知ら  
 ざ識らず社會の擾亂と静めむとせしは因る事あり。凡る  
 一宗一學の起るや其境遇の狀景は原因せざる者殆ど無き  
 歟。さて此時起る諸理論、素よと皆相同しうらざる中  
 孰れの世も行われ、孰れの無効は屬するやと問ふは、君主  
 の權力と一個人の權力とを和解して社會を團結せむと  
 する者も行われ、其他の皆斃るべし其故は戰國の英雄  
 ともい何きと我が權力の補助となる者を得て他は勝む  
 と兼て願ひ居りしことなれば、若し斯の如く上を立て、  
 下を満足せしむる理論あるを見れば速に之を保護し之を  
 據て人心を團結せむとせる者へければなり。此策を採  
 る者の力を得て勝ち採らざる者の負けて併吞せらるるも  
 これ亦優勝劣敗の一例のみ。此次第は依て終は或の前は  
 中央君主其權力を回復するに至り、或は又英雄の中天下  
 を一統して自ら新天子とある者あるに至るべし。されど  
 此時は於て起りたる君主の權力は、戰國以前の君主の權  
 力と大に異なり、彼れの武力は由て成り立ちしかれど、是  
 れの宗教、又の哲學の体裁を備ふる理論より成り立てる

みて、武力の只の理論は據て社會を團結するの機械たる  
 のみなり、支那の歴史は就て言へば戰國後秦は次て漢の  
 天子起り、上は仁愛を説き下は忠順を教ふる孔子派の理  
 論を保護し、養成して已に權力の基本とせしゆへ天下  
 を一統すると得し事、是れ其一例なり。斯く成る上は人  
 心を一統するに足る者(武力と智識と)二つながら備われ  
 るか上は、矛盾とする原理等も無きとなれば、社會の定靜  
 の有様は立ち歸り、世の中大に靜まり榮へて罷む所と知  
 らざるに至るべし。且つ平和永續する間は右の宗教又  
 は哲學は基つく學問、文事、法律、政度、慣習、藝術等盛り起  
 るるべし、漢の代の支那の隆盛も一は此理に因ること  
 ある乎

此時は當て社會と一個人との關係は如何と問ふは、衆人  
 皆社會團結は基本たる理論より起る政治、法律、學問、文  
 事、慣習等は應合し、順從せされば生活し難きことなるは  
 とも、社會全体の權力は強く、一個人の權力は弱しと謂  
 つべきなり。さき二節は述へし關係と異なる所無きやと  
 問ふは、曰く是れあり、二節の場合に於て一個人を壓制せ



者の武力あり、腕力あり、然るも今論する場合に於て一個人を拘束する者の理論なり、而して其理論の必と君主の權力と臣民の權力とを併立せしめむと計る者あるべし、故に此時は在るに凡る民權の君主の權力に抵觸せざる者の、其實皆人民の享有に在り。是れ其前と異なる所あり。(五節) 四節に述へし次第を経て理論を據て團結する事一旦起りたる上、社會の又如何ありゆくやと問ふも、政度、法律、學問、慣習等悉く皆此理論を據て定まり、苟も社會を身と立てむとする者の皆競て之を守り、之に従ふか故に、其政度、其法律、其慣習次第を凝固し社會の恰も結晶せる如く純全たる定靜の點に達して進みも退きもせぬ様とあるべし。古來此點に達してより數百年の間は全く靜定にして動かさざりし社會少ありとせば、朝鮮の如き、印度の如き皆其例あり。さき社會の進化に此點に至て全く止まる者ありやと問ふも、答て曰く、茲に變動の種子唯一つ残れるあり、即ち他無し、人の智力衰弱する事是れあり、請ふ其原因及び結果を述へむ。凡る人跡の諸機關の之を使用すれば發達し、使用せざれば衰弱する者也、車夫

の脚の健強に成り達摩の足の腐敗せしも皆此生理に因るものぞかし、腦髓に於ても亦然と、數年若しくは數世の間之を使用せざる時の次第に衰弱して智力愚鈍に成るの外無し。さるほどは社會團結の基本とある理論を依て定まるとる政度、法律、學問、慣習、禮式等一々具備し、凝固せる世に産まれし人の何事を爲さむとせざるも既に固く定まる作方あり、規矩あり、舊格あるかゆへも少くも智力を運用して自己の機軸を出さし、新規の作方を發明するの地無く、且つ假令發明しざりして舊來の作方到底易へ難きを以て發明せむとする奮發心も曾て起らぬあるべし、是れ即ち社會結晶の世に至れり人智衰弱するの原因あり。然るも人の智力の社會要素の一なれば、其衰弱するに當てや社會の上著しき結果無きを得と。先づ第一に述ふべきは即ち智力衰弱するに從ひ情慾發動する事是れあり、今其次第を述へむとせるときは心理學の境内に入らざるを得ざれば此は略と、但し人の劣情の智力之を制らればこそ常は顯れざるなれば、或は酒に酔ひ、或は長く腦髓を使用せざる時の智力先づ衰弱し、劣情直ち發動



して制し難きに至るなり。劣情發動とるときは道義風俗衰へて、私利私慾強く成りぬべし、私慾強くあるときは人々相信任するの情及び君主を尊崇するの情滅せへし、且つ君主の方より於ても例の理論より従て臣民と治むべきの義務を忘れて權力を以て私情を逞するの機具とする様も成るべし。

斯く成る上の社會の團結亂れざるを得ず。又今一つの結果の智力衰弱するに従ひ前の理論の眞面目を忘れて、只た之より依て定まりたる虚式虚禮のみを守る様も成る事是れあり、然れども初め社會團結の基本となりし所の者の眞面目として虚式虚禮を非ざるかゆへに社會の亂れざるを得ざるあり。

右より述ふる次第より因て擾亂したる上、社會の如何なる方向より進み行くやと問ふは、擾亂數世より及ぶ時の前の理論より歸依するの情漸く薄く成り、之より依て定まりたる常式定法のためは智力を束縛せらるること漸く緩むかゆへ、世人の思想稍々自由より成りて、中より全く前の理論を信用せざる者もあるに至るべし。眞面目を忘れしがゆへ

は團結破れしありとの知らせしめて、畢竟理論其善しきを得ざりしかゆへに破れしありと思ひ、全く之を捨てて新規に理論を以て社會を改造せむとする者次第より多きに至るべし。されど亦中より舊來の理論を保守し、舊來の君主を維持して再び社會を團結せむと計る者も多しあるあり。是より於て社會の始めて保守、改進は二黨より分るべし、是を社會の黨派の起る次第あり。さて其勝敗の何れより歸するやの舊來の理論の人心を薰染せし度の深淺より因て決する事あり。勝利は所在より依て以後の社會の進歩大より異なる様あれば左より之を別々より論せむとす。

若し薰染の度深くして之より固執するの情、之より因て起りて擾亂を忌むの情よりも深き時の則ち勝利保守黨より歸し前の理論再び行はれて前の君主再び權力を握ることあるべし。然る時の社會の初めの有様より立ち歸り、幾年の隆盛を経て再び結晶の世と成り、私慾虚式より流れて復た亂を、亂をては復た治まり、治亂循環するあるべし。支那の斯る循環を経歴せし社會の最も善き例あり。春秋戰國は亂を経てさしも強力ある秦の代より至り一旦の社會を一統



し得たりしも、武力のみを據て智力を據らざりしを以て、二十年を出てとして斃れ、漢興て孔子の理論を團結の基本とし、之を依て政度を建て進士を擧げ、かゆへは其權力を二百餘年の永きと維持せしむることを得たり、されど終るに私慾虚式の世と成ることを免れざりしうゆへ王莽の亂に陥て亡ひ東漢、晉を経て南北朝の亂と成り唐興て儒教を改良し稍々久きを得たりと雖、玄宗以後の復た虚式私慾の世となりて祿山の亂起り、方鎮の節度使各々私慾を恣にし、五代に至て擾亂極度に達したり。此間常は保守黨のみ勝利を占めし所以の者の孔子の理論の社會の靜狀を謀るゝ切なると、支那開明の先導たる漢の代は於て、之を依て政度を建て進士擧の法を設けて之を依らされば立身の望無き様にしていたく天下の人心を束縛せしと云ふ因る事あるべし。然るに五代の時の擾亂特は甚しかりしかば儒教の信用を失ひしことも最も甚しかりなるべく、從て改進黨の勢力強きことも亦前日の比は非ざりしからむ、故に宋の興るや眞宗の王欽若のそとめお由て道家の理論を以て儒教を換へむと、神宗と王安石

の策を採り實利を基つて新法を以て儒教を換へて社會を團結せむとせしなり。此時は當り蘇東坡以下の保守黨が「以て萬乘之主而言利、以て天子之宰而治財」となると言ひ立てて改進黨を駁論せし千餘年の往昔、文物も全く異とし時、孟子の「王何必曰利」と言ひし一語を拘泥せし者も所謂虚式を束縛せらるゝの甚しき者と謂つべしされど新法の政や急進も過ぎけむ、保守の勢や強かりけむ、終るは是れも亦行されたり。之を次て起し宋儒大極の理論あり、後の學者は此學を以て世を傳へらざりし儒教の眞義を述ふる者ありと雖其實は舊來の儒教も殆ど反對する者こそ知られける。若し又舊理論を薰染の度淺くして改進黨の勢力勝らしからば、舊理論と素を斃れて、數々雜多の新理論起るあるべし、而して其理論は皆如何なる方向を取るやと問ふに中央君主の權力を扶持せむとせし舊理論は敵對して起るとされば、必ず皆君主の權力を滅絶せむ事を主張するあるべし。是れ政治家の所謂革命の秋ありて自由民權の論始めて世に出づる時あり。前段は述へし如き場合も治亂循環



の度重<sup>カ</sup>なるは従ひ舊理論の信用漸々薄くなりて、終りの  
 改進黨の勢力勝つゝ至るへし。改進黨勝て自由論起る上  
 の社會の如何なる方向に進むやと問ふも、此時の數百年  
 來文物の基本よりし舊理論俄に斃れしとあれば、社會の  
 錯綜紛亂實に甚しく、新論奇説百出千起ると雖、據て以て  
 其是非を決する者一も無きあるべし、從て社會の方向も  
 暫く定まらず佛國革命の時の如く朝の東し夕の西す  
 ることあるべし。されど茲は全社會の人、悉く皆一致同  
 意する所の事件僅に二項あり、即ち他あり、一人々皆生活  
 して自己の權力を運用せむと欲する事、及び二人々孤立  
 して他人無き原野に生活せむとは欲せずして、社會の  
 内は他人と共存して權力を運用せむと欲する事是れあ  
 り。いかほど擾亂激しくして何を是とし、何を非とせむと  
 も知り難き社會でも、以上の二件は附きての人々異論  
 無かるべし。果して然る上は此二件を以て推し考ふると  
 きよ起る所の理論は附きても衆人異論無き理あり。其理  
 論と云ふ他無し「多人數が同一社會内は共存して各自其  
 權力を運用せむとするから甲をして乙の權力を侵さ

しむへうらそ、乙をして甲の權力を侵さしむへうらそ、  
 他人の權力を侵さざる事を制限として各人自己の權力  
 を運用せしむべし」といふ理論是れなり。斯るう故に社  
 會の自然に此理論に據て衆人は團結を建てんとするに方  
 向を赴き、各人をして他人の權力を侵さず事無らしめん  
 がよめよ其作爲を整理する所の規則を設くることと成り  
 ゆくなり、即ち法律是れあり、而して法律は戻らざる各人  
 の權力を指して權利といふなり。是れ法律、權利の始め  
 て社會は起る次第あり。是時よ至ても政府又の君主尙ほ  
 存立することあるへけれと其眞正の職務ありと衆人の同  
 意するところの者の人民は代て法律を成定する事と、權  
 利の侵襲を未發に防ぎ已發に回復することと、立法、司法  
 は入用ある金圓を徵集することとの外は一も有らざるあ  
 り。故に是時よ在ては全社會の權力は全く無しと謂つへ  
 きあり

(六節) 雖然右に述ぶる如きは決して人生完全の在様は  
 非ざるべし。各自只に其の權利を侵されざる事のみを計  
 り、政府も只に各一個人の權利の保護のみを務めしむ



ることよてい決して各人の生活をして最善、最美、最福、最幸、なすゝむることを得へるらざるや明白あり。前節は述べし如き法律權利の世の之を一方より言へば無理論の世あり、何とされば元來權利法立といふ事の前は述へし如く舊來の理論俄に斃れて、是非善惡の標準とせへき者無きを以て、甲の説も採り難く乙の意も立て難ければ甲乙とも同意する所の事件は依て團結を謀るの外無き場合と迫て起りたる事なればあり、而して初めの自由と法律と權利とさへあれを外に望むべき者無き様と思ふと雖是れの大なる誤りて此三物のみを以て得難き幸福美事色々ある事追々明白あるべし、例へば學術の保護、人民の教育、行通音信の便宜、貧民の救助、風俗の匡正等は是れ也。故に歳月を経るよ及て復た斯る事業の要用を証明するよ足る理論を立てむと欲するの情起るべし。されど何よ依て乎其理論を建てむ。答て曰く此時の既教權とせへき者一も無きとされば現に人と人との間及び人と萬有との間にお存立する理係は依るの外無うるべしと。是れ即ち哲學の再び世よ起るべき時なり。ベンサム氏の最大幸福論、

及ひスペンセル氏の社會靜狀論の如きも皆次第は因て起りたる論説あり、只た其廣く萬有を對する理係を究めんと、遠く未來の人を對する理係を度らざるを惜むのみ。又權利といふ汎濫ある名稱なれば何々を其中へ算入を當きかりやといふ事、及ひ人の果して權利の如き者を持つ當き者ありや否やと云ふ事を定めむとせざるは當ても哲學は依るの外無うるべし。此等の次第は因て數派の哲學世を起り相競て進むは從ひ萬有及び社會を組織する所の理係を知ることを益々多かり終りの之は依て以て社會全体の權力と一個人の權力とをして合同一体あらしめ社會全体は爲と所の各一個人を益し、各一個人の爲と所の社會を益する様ある状態は達する事を得べきなるべし。斯る状態は達せされの人生の完全たる難きこと既以上論する所は依て明白ならむ。其故は種屬團結の時の如く社會無權力もても完全ならず、封建の時の如く一個人の權力と社會の權力と併立せしめむとしても完全ならずたる事既明白なれば殘る所の策此二物をして合同一体ならしむるの外あらざればあり



○六足蟲類獲集並ニ貯藏法

石川千代松

六足蟲類ヲ大別シテ七目トナス第一膜翼蟲 (Hymenoptera) 第二鱗翼蟲 (Lepidoptera) 第三双翼蟲 (Diptera) 第四甲翼蟲 (Coleoptera) 第五半翼蟲 (Hemiptera) 第六直翼蟲 (Orthoptera) 第七網翼蟲 (Neuroptera) 此レナリ

第一膜翼蟲

膜翼蟲ハ蜂蟻等ノ諸蟲ニシテ六足蟲類ノ最モ高等ナルモノナリ此ノ蟲類ハ他蟲ニ比スレハ頭胸腹ノ三部能ク區分シ大ナル頭ヲ有シ口部ハ能ク發生シテ固形物ヲ嚙ミ或ハ流動物ヲ舐ムルニ便ナリ

此ノ蟲類ヲ捕フルニ肝要ナルモノハ大ナル杓子網ナリ

(第一圖)網ハ

圖ニ於ケルカ

如ク柄ノ長サ

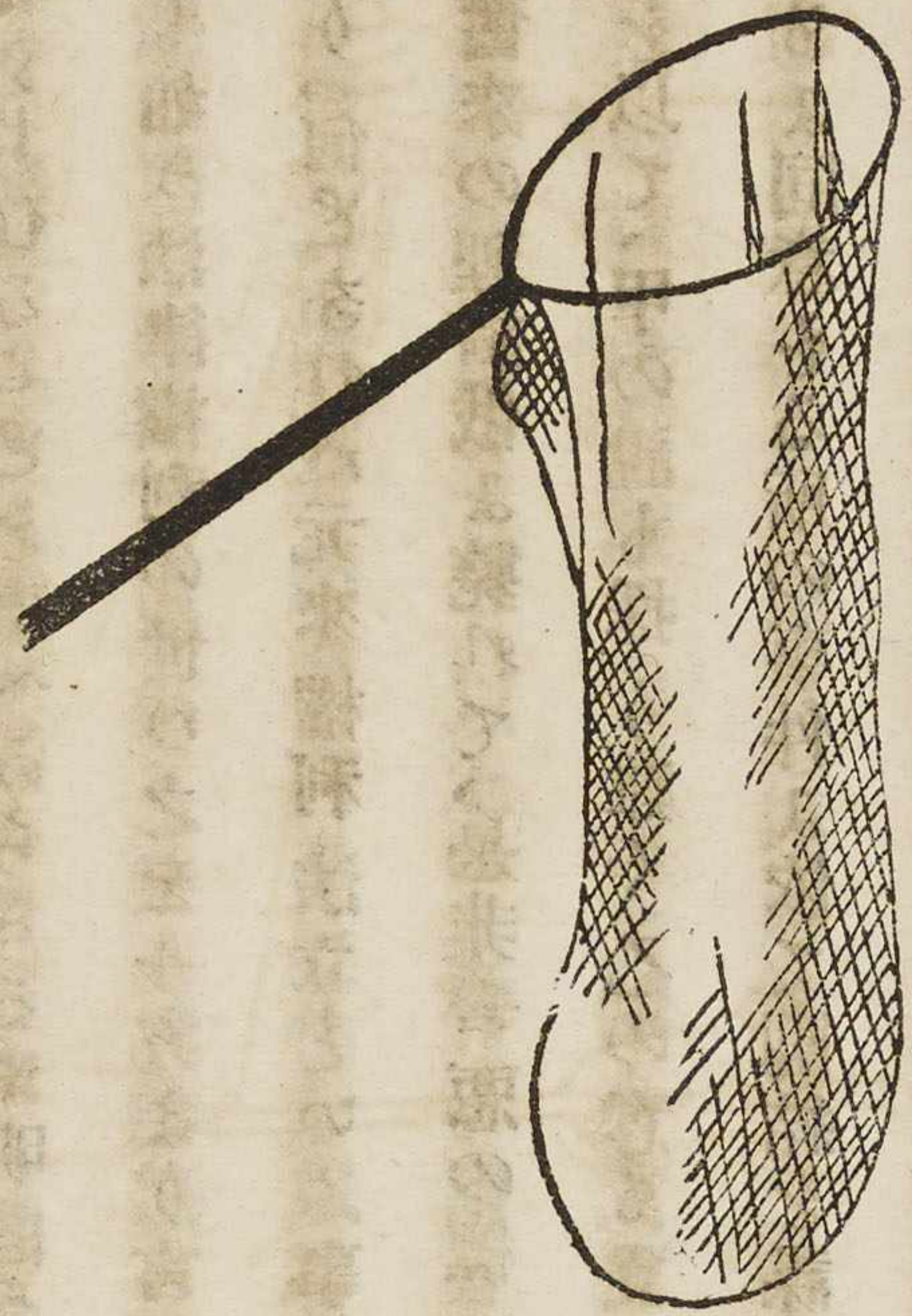
殆ント四尺輪

ノ直徑殆ト二

尺ニシテ目ノ

細少ナル絹ニテ深サ三尺位ノ袋ヲ付ケタルヲ以テ最モ便

第一圖



宜ナルモノトス絹ハ舶來ノ薄出ノ紗ヲ以テ第一トス西洋ノ蚊帳ノ絹ヲ用ユルモ宜シ其ノ色ハ綠色ヲ尙ブ何ントナレハ其ノ色草木ノ葉ニ類似スレハ蟲類之レヲ見テ驚カザレバナリ

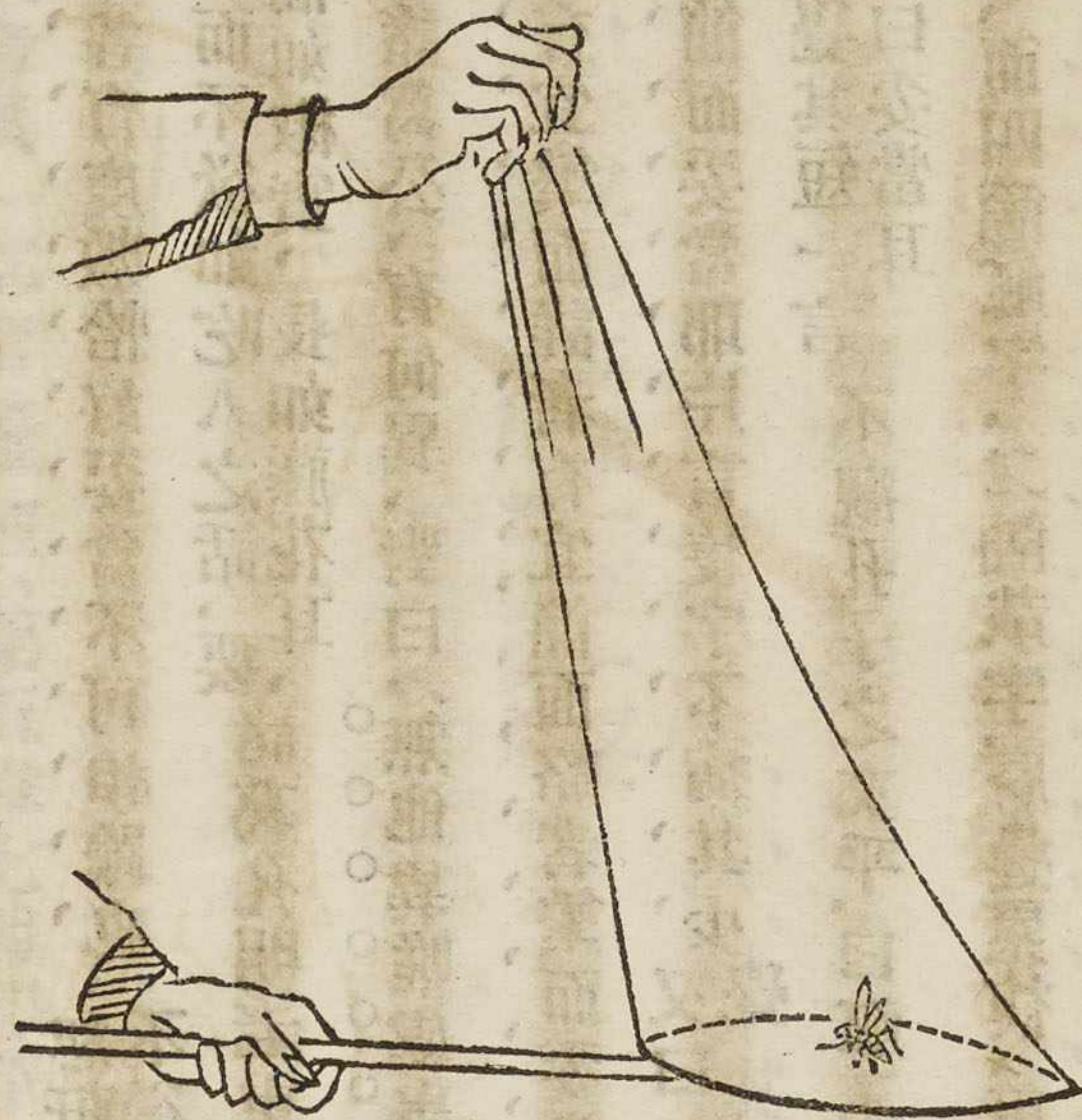
捕蟲網ニ種々アリテ二本ノ長キ棒ノ間ニ網ヲ張りタルモノアリ又タ種々ノ工夫ヲナシ或ハ網ノ形容ヲ能クシ或ハ之レヲ提行スルニ便ナル様ニ爲シタルモノアレヒ其ノ實皆ナ便ナラス蟲ヲ捕ヘント欲スレハ決シテ網ノ形容杯ニ係ハル可ラス

蟲若シ空中ニ飛行スレハ上ニ説ク所ノ網ヲ以テスクヒ取ル可シ然レヒ此ノスクヒ方ニモ亦タ法アリ若シ蟲ヲ網ノ内ヘスクヒ込ミタレハ直チニ其ノ柄ヲ右或ハ左ニ螺<sup>子</sup>リ其ノ口ヲ塞グヘシ蟲ノ逃レ出ツルヲ防カンカ爲メナリ蟲或ハ空中ニ居ラスシテ地上ニ居ルコトアリ然ル時ニハ左手ニ網ノ柄ヲ取り右手ニ袋ノ下端ヲ取り袋ヲサカシマニシテ蟲ノ上ヨリカブスヘシ蟲ハ常ニ上ノ方ニ飛ヘハ其ノ時速カニスクヒ揚ク可シ(第二圖)

蟲ヲ網ノ内ヨリ出スコトモ亦タ容易ナラス何ントナレハ



第



膜翼蟲類ハ過半  
皆刺劍ヲ有スレ  
ハナリ無暗ニ指  
杯ニテ摺ム可カ  
ラズ

之レヲ捕ルニハ  
中形ノピンセツ  
トチ用フ

圖三第



ベシ(第  
三圖)此

圖四第



レ置キ熱湯ニテ殺シ直チニ厚キ紙ノ上ニ張リ付ケテモ宜

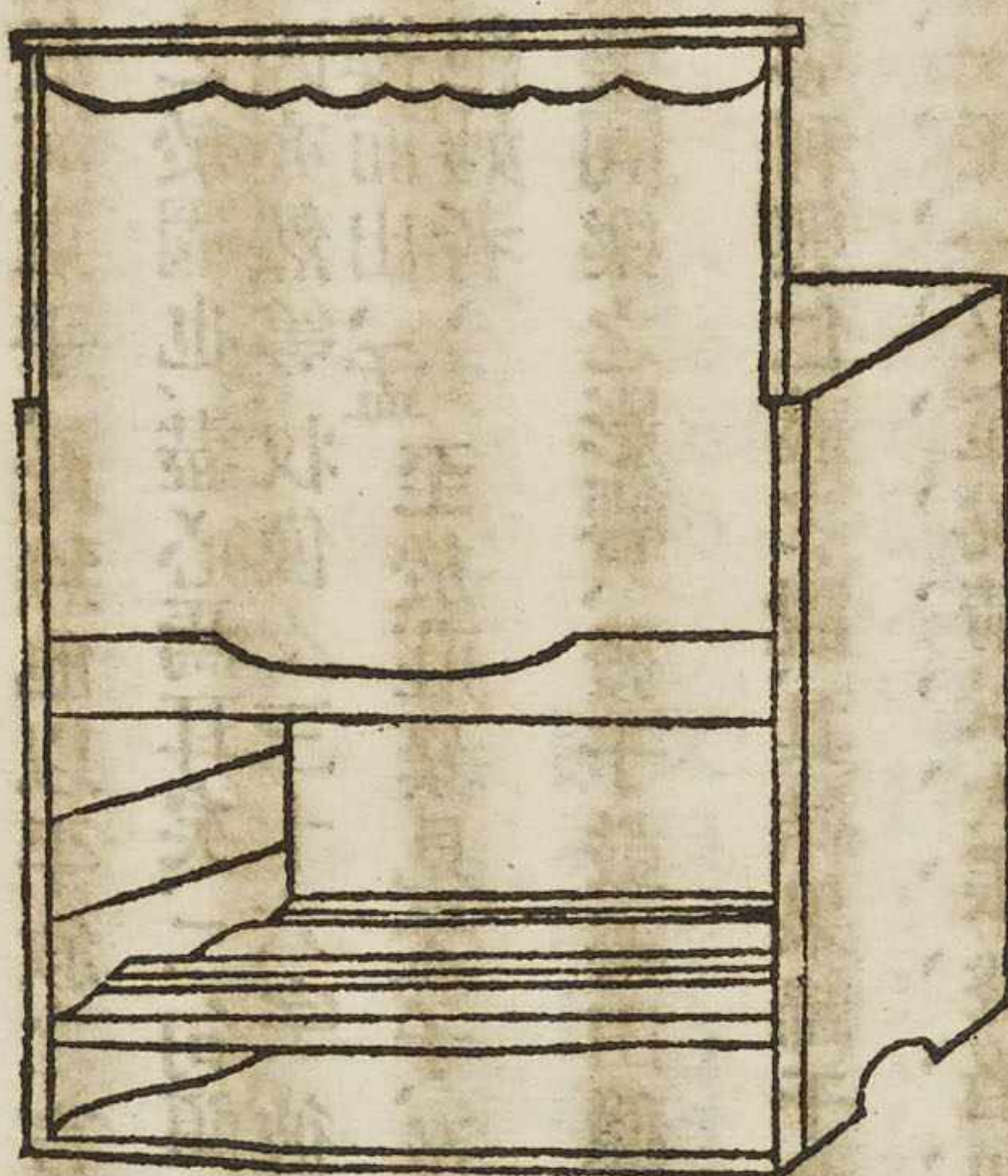
管ヲ數箇携ヘ其ノ中へ  
一二疋ツ、生ナガラ入

ノピンセツトニテ網ノ外ヨリ網ト共ニ蟲ヲオサヘ左手ニ  
火酒入りノ德利ヲ取り網ノ口ヨリ徐ニ蟲ノ下へ入レ其ノ  
中へ蟲ヲ落シ込ム可シ火酒ハ殆ント三拾度位ノモノヲ的  
宜ナリトス餘リ強キ火酒ハ蟲ノ手足ニ害アリ蟻ノ類ハ只  
タ之レヲ火酒ノ中ニ入レ置ク可シ或ハ(第四圖)ノ如ク少

シ(委細ハ甲蟲ノ部ヲ見ルヘシ)  
火酒中ニ入レ置キタルモノハ一兩日ノ後チ(或ハ四五日  
ニテモ妨ケナシ)取り出シ止メ針ニテ其ノ胸部ヨリサシ  
乾蟲板ニ於テ羽翼並ヒニ手足チヒロゲ數日ノ後チ貯蟲箱  
ニ入レ貯フ可シ

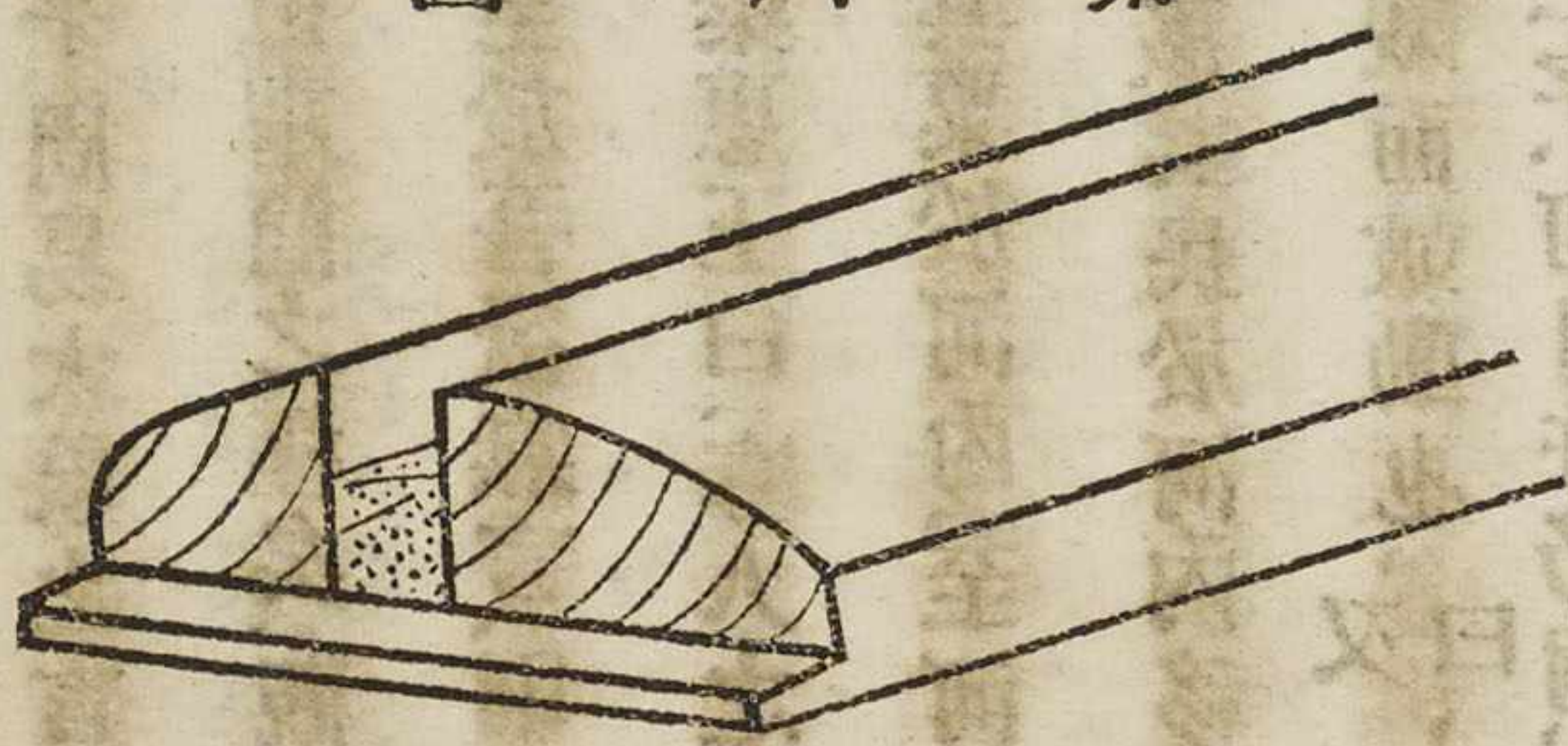
乾蟲板ハ(第五圖)ニ於ルカ如キ箱ヲ製シ其ノ内ノ兩側ニ  
二寸位ツ、間隙チ置キ  
細キ溝ヲ堀リ其ノ溝ニ  
(第六圖)ニ於ルカ如キ  
板ヲ作り引出ノ様ニナ  
シ差  
シ入

圖五第



ル可シ板ノ廣サニ數多アレ其ノ最  
大ナルモノチ一尺位トシ其ノ最少ナ  
ルモノチ一寸位トシ其ノ中間ニ五分  
(二尺位ノ板ニハ)乃至二分(一寸位  
ノ板ニハ)位ノ廣サノ溝チ堀リ其ノ  
底ニコルクノ木チ張付ケベシ溝ノ深

圖六第





サハ板ノ大小ニ因ラス皆ナ同シク六分位ニ爲シコルクノ厚ハ殆ント二分位トスベシ (以下次號)

批評

復井上巽軒君書

中村正直

辱來書、滔々滾々數百言、議論既好、文辭亦妙、使僕感嘆無所置喙、賢契乃促僕答、不己、僕何能別有所發明哉、雖然、不敢不言、蓋詩文一道也、發乎性情學問、本無繁簡之可言、無虛實之可說、雖然、就言語文字之迹、察之、則有繁簡矣、有虛實矣、之繁簡也、之虛實也、通詩文而有之、今姑以繁簡論文、以虛實論詩、可乎、夫文要繁簡有當、所謂當云者、猶禮儀於長幼卑尊各有度數、恰好妥當、不可相踰也、怨軒曰、僕欲文之長而之短而不欲如吃人之話、要諸葛孔明老吏、至桓温時、尙存之、簡如椒實、長如藤花耳、温問諸葛公、有何異、對曰、無他、異唯處事妥當耳、又曰、好文亦然、有宜繁而詳者、有宜簡而略者、繁而妥當、耶、千言萬語、不覺其多、簡而妥當、耶、片言隻字、不病其少、又曰、王荆公三萬言、不字不覺其短、一言不觀孔子之文乎、曰、觚不觚、觚哉、觚哉、七字之中、而四箇觚字、二箇哉字、層疊累複、可謂之繁乎、唯七字

耳、而有曲折、有感慨不盡之致、可謂之簡乎、周易大象之言君子以、云云、率皆一句耳、至多、不過四句、可謂簡之極矣、觀繁辭文言傳、亦何其廣大繁肆也、猶有進焉、至於吾欲無言、則繁簡之上、又更進一層矣、不觀孟子之文乎、梁惠王曰、寡人之於國盡心章、言河內凶、則移其民於河東、移其粟於河內、至河東凶、唯以亦然二字、略之、何不言河東凶、則移其民於河內、移其粟於河東乎、此無他以平叙之言、不要反觀而鼓動也、又寡人之於國也、盡心焉耳矣、二句領焉耳矣、二字、何自許、乃爾、河東凶亦然等、收僅々三十六字、彼此盡力、其實富國一念、紛々腸撐而出、孟至於莊暴見孟子、及宋輕將之楚、二章則一欲顯獨樂同樂之影響、發于鼓樂田獵感于百姓之心、二者之異、一欲彰利與仁義之說、其結果歸于興亡、二者之異、故皆兩々對比、一正一反、虛說情景、大張聲焰、如錦如火、如驪龍爭珠、如黃帝與蚩尤戰于坂泉之野、蓋非此、則不足以聳梁王之聽、而禡宋輕之膽也、不觀瞿曇氏之文乎、大般若經六百卷、豈非繁之極者乎、至于心經、僅々二百六十字、簡亦甚矣、又曰、引瞿曇氏何不廢其一乎、且心經、自在二字、舍六百卷、何用夫瀾翻廣長舌爲、是不然、繁亦有用處、簡亦有用處也、使其或簡約而僻于一偏、則瞿曇氏之說、無有用處、尙何有其名與其書傳于今日



者乎、要之繁簡云詳畧云者、後人論其文者之形容名目焉耳

又曰、孔子孟子瞿曇氏、及古今文、人曷嘗有繁簡等意思、盤結卓見

于其胸中、塊然為一物者乎、雖然、孔子孟子瞿曇於作文之前、豈全

無意思乎、又曰、所謂一正一反、孔子曰、辭達而已、曰修辭立其

誠、孟子曰、君子不亮惡乎執、瞿曇氏曰、言辭柔軟悅可象心、又

曰、當信解如來、誠諦之語、然則聖賢所尚、在于言辭之誠、而繁

簡信其自然、各有所當也、可知已矣、詩要虛實相錯、又曰、七

篇八章真一部農蠶經、第五章七月以下不言蟲直至十月方

纔點出蟋蟀、第六章十月穫稻下忽插為此春酒二句、以見豐

年之象妙、虛實猶陰陽剛柔、不可相離者也、如公劉詩、七月

不可言、詩、皆出周召之筆、追述先公之實事、公劉詩、極道岡阜佩服、

物用里居、無不詳細質實、七月詩、自天文氣候、以至草木昆蟲

摸寫真實、至今誦之、不啻若身親見之者、然其著筆之妙、在於

亦有實處、亦有旁面、亦有正面、如鷓鴣詩、托鳥言、以陳其意、

全篇譬喻、虛景鋪揚、然周公之勤勞憔悴、與鳥之拮据綢繆、皆

是實事、故千歲之下、使讀者垂淚、若使無有周公之實事、而徒

作是詩、可使人賞其詞之工、不能使人動其凄惻之心也、如碩

人詩、君子偕老、詩、如鏡中看月、水中看花、妙在虛實之間、可以

神領意會、而不可以形迹尋求也、又曰、僕讀至此、始知先周伯

引選唐詩、以四實四虛、前虛後實、前實後虛等、分其類、雖不

可拘々執此以求、而亦於虛實分合之理、不為無所見矣、伯明

所謂四實四虛者、五七言律詩、有此等格也、然更進一層而言

之一篇之中、虛中有實、實中有虛、乃至一句之中、多皆虛實相錯

詩之於虛實、猶形聲之於影響、蓋有不期然而然者焉、抑余因

論詩之虛實、而不能不併文而言之、又曰、周明曰、有語雖實而

者、釋而尋之、有餘味矣、所謂虛中有實、實中有虛者、夫司馬相如子虛上林一賦、豈非烏

有亡是、憑虛假托之言乎、然炳彪、偉麗、奧衍、磅礴、稱西漢之大

文章、是何也、以為虛乎、又曰、作者原意、方在于此段、所紀山川

百物之風景、所叙馳騁田獵之情狀、無一非是實事、以為實乎

雖累千百言、而一氣貫徹、雖極發揚蹈厲、而空靈縹緲、曷嘗有

一字之板實者乎、至于左太仲、則雖文字太遜于相如、而如其

三都賦序所言、其山川城邑、則稽之地圖、其鳥獸草木、則驗之

方志、風謠歌舞、各附其俗、魁梧長者、莫非是舊、可知語々皆

實矣、然而文字、則不粘滯、不板實、如天馬行空、如列子御風、精

神活動、氣勢綿亘、正是昌黎所謂氣盛則言之短長與聲之高下

皆宜者、此豈初有意於繁簡虛實、如癡人說夢者耶、又曰、論孟

小說雜史、引證不遺、南華之文、以為虛乎、以為實乎、其文之妙

而缺孫子虛實、何也



天下以其虛乎、將以其實乎、世人或炫其文之似荒唐謬悠、而認以為虛、則惑亦甚焉、南華極是聰明人、其於世故人情透徹最深、故其敘事其議論無不著實痛快者、又曰、真南華知己、僕鄉也東坡曰、知孔子者、無若莊子、余亦曰、知莊子者、無若先生、姑借一二易見者言之、庖丁解牛、引以論養生、是實有是事也、實有是理也、輪扁斲輪、引以論讀書、是實有是事也、實有是理也、他若梓慶為鐻、僂者承蜩、津人操舟、工倕旋手、亦無不有是實事與是實理焉、至如河伯海若、鴻蒙雲將、其名雖假、而其所論則精深切實、曷嘗著一字浮泛耶、又曰、先儒曰、外篇雜篇、後人偽撰、余斷然曰、此亦出于周之手無疑、但可疑者、漁父盜跖等四篇耳、又不觀瞿曇氏之文乎、如妙法蓮華經、全部捺是空中樓閣矣、然如其所自言、曰皆實不虛也、所謂妙法、即自心之別名、蓮華乃妙法之巧喻也、或眉間放光、或天花亂墜、或化城寶塔、或觀音普賢、不過虛景鋪張、熱鬧點綴、使人悟自心之妙而已矣、又嘗讀日蓮開目抄觀心本尊抄等書、法華經一部皆論已心佛性者、則知其說天花亂墜者皆虛也、嗟乎、誰知非西方大真人以虛實二法濟此非獨妙經為然、一部藏經、皆當作如是觀、由是觀之、則世間一切文字、豈出虛實之外者哉、至于傳奇小說、亦無不由是道也、試觀水滸傳、其一百八人、是子虛烏有、而現于作者之胸中者、然其事、則自朝廷之宰相、妬賢害能、橫

劍奇刑、神人霄怒、豪傑無所效其才、嘯聚而為盜、以至百人有百人之面貌、有百人之性情、忠孝慷慨、姦猾盜賊、一々描出、不啻若寫照、曷嘗非是實事、所以令讀者揚眉魂飛、豈非虛實錯綜之妙使然哉、且其人雖虛而隱然寓實有之人焉、晁蓋者宋太祖也、宋江者太宋也、吳用者趙普也、又曰、聞先生少時好讀說通、其他可類推、胡元瑞曰、近時一名公書凡、右南華左水滸、黃參玄曰、清太祖常讀水滸、豈非虛其容貌而實其精神、故能使達者服耶、又曰、好我邦曲亭馬琴里見八犬傳、全是憑虛之言、然世間實有此等情事、以其摸寫逼真、絕不浮泛、所以膾炙人口也、犬塚信乃濱路一齣、說男女之情和盤托出、麻姑搔痒、蟻六龜篠、父頑母囂、不啻目睹、毛野對牛、樓復讐、一齣誰不拍案稱快、若夫船虫之淫惡、乃是高橋於傳矣、豈謂世實無此人而可乎、又曰、妙々麻姑搔痒、非熟蓋虛實相錯者、亦不必限于詩文、讀一部大傳、決不能言、天下之物無不皆然、僕之持論如是、料賢兄亦必同矣、縱有異者、僕知其不過于小出入之間也、文雖繁而不簡、虛而少實、亦是自然而然矣、又曰、以繁簡虛實起筆、以繁簡虛實收筆、作法周密、願賢兄之諒此意也、信夫、怨軒曰、輕々着筆、高邁談笑、賢人口角、最不可及、



雜錄

○フリドリッヒ、ヴエーレル氏一生ノ事業

久原躬弦抄譯

獨逸國有名ノ化學家ニシテ我輩ノ仰ギ以テ近世化學ノ祖トシ尊稱セルゲテングン府大學校ノ教授フリドリッヒ、ヴエーレル氏逝ケリ實ニ客歲ハ如何ナル不幸ノ年ナリシヤ既ニ歐州ニ於テハターウヰン、バルフル等ノ大家ヲ亡ヒ今又氏ヲ亡フニ至ル嗚呼、天、何ヲ以テ理學世界ニ此ノ如キ禍ヲナスノ多キヤ實ニ理學ノ大不幸ナル是ヨリ甚ダシキハナシ爰ニ氏ノ訃音ヲ聞クヤ我輩化學家ノ父ヲ亡ヒシ如ク血涙、痕ヲ止メテ今尙乾カサラントス氏ハ夙ニ化學ニ從事シ其同志ノ士ト螢雪ノ苦ヲ共ニシ切瑳琢磨以テ此學ヲ講究スル終生一日ノ如ク一生ノ間勉テ効ヲ奏シタルノ事業ハ其多キヲ枚擧スルニ遑アラズ實ニ化學ヲシテ今日ノ位置ニ進歩セシメタルハ氏ノ力與リテ多キニ居ルヲ了々ナリ而シテ氏ハ八十有餘歲ノ高齡ヲ保チシヲ以テ化學ノ幼稚ナル時ヨリ今日ニ達スルノ進歩實況ヲ親シク目撃シタリト雖モ

若シ氏ヲシテ尙ホ數年ノ命ヲ保タシメバ今日化學上ノ一大難問ニシテ我輩ノ孳々汲々切瑳シ以テ其確實ヲ得ント欲スル化合位説、一原子説等モ完結一定スルヲ見ルベキハ余ノ敢テ信スル所ナリ余曩ニ氏ノ訃音ヲ聞クヤ氏ノ遺業概傳ヲ草シ世ニ公ニセントスルノ際幸ニ余カ師タル米國ジョンス、ポブキンス大學校教授アイラ、レムセン氏ヴエーレル氏カ一生ノ事業ヲ掲ゲテ同校刊行ノ化學雜誌ニ載セ之ヲ世ニ公ニシ且ツ余ニ其一卷ヲ贈レリ、其文簡單ニシテ氏カ一生ノ事業ヲ知ルコ足レリ故ニ今之ヲ抄譯シ以テ同志ノ諸君ニ告グ

爰ニ凡ソ一月前ニ方リヴエーレル氏逝ケリトノ簡單ナル訃音卒然我國ニ達セリ此事タルヤ若シ化學世界ニアルノ人ニアラサレバ誰力之ヲ重要ノコトナスモノアランヤ抑モ化學家中ニアリテ氏ノ如ク英名ヲ博シ且ツ榮譽ヲ得タルハ蓋シ其比ナカルベシ氏ノ一生ハ實ニ著シキ成果ノ聚合ヨリ成立シ爲ニ世人ヲシテ驚愕セシメタルノミナラス又能ク同志化學者輩ノ思想ヲ誘導シ以テ理學上最要ノ結果ヲ生スルコ至ラシメタリ



氏カ一生中勉テ化學上ニ其成蹟ヲ遺セル事業ニ付テ之ヲ  
 詳記セント欲スルモ元ヨリ容易ノ事ニアラス故ニ概要ヲ  
 摘載スル左ノ如シ

氏ハ一千八百年ニ於テフランクフルト、オン、ゼ、メイ  
 ニ近接スル一小村落ナルエシエルシヤイムニ産ル、氏幼  
 稚ノ時ヨリ既ニ天地間ノ事物ニ付テ其理ヲ究メントノ志  
 ナ抱ケルモノ、如シ而シテ特ニ好テ礦石ヲ採聚シ以テ化  
 學、理學的ノ試験ヲ施行シ之ヲ己カ樂ミトナセリ、氏尙ホ  
 幼年ノキニ方リフランク、フオルト府ノドクトル、グツフ  
 氏ト親ミシカ同氏ハ夙ニ此少年ノ理學ニ志アルヲ見以テ  
 之ヲ助ケ導ケリ蓋シヴエーレル氏ノ論說世ニ出ヅルヤ  
 此時ヲ以テ始メトス而シテ其論說中ニ記載セルハクラス  
 リツツ、ヨリ産出セル硫化鉄鑛中ニセレニウムノ現存  
 アルヲ以テセリ又氏ハ一千八百二十年ニ於テ醫學講習  
 ノ爲ニマールブルクノ大學校ニ入リテ更ニ此學術ニ從事  
 センカ此間尙ホ化學ヲ研究スルノ志ヲ廢セズ特ニシヤ  
 ノゼン化合物ノ研究ニ從事シ終ニ一千八百二十一年ニ  
 於テハイデルベルグ府ノ大學校ニ入り同二十三年ニ至リ

テ醫學博士ノ學位ヲ受ケタリ、彼ノ有名ナルグメリン氏  
 ハ大ニ氏ヲ愛育セシヲ以テ氏モ之ガ爲メニ醫術實施ノ志  
 ナ斷テ化學ニ專從スル心ヲ決シ此ニ於テ氏カ嗜好セル化  
 學ノ蘊奧ヲ倍々探究セントノ目的ヲ以テストツクホル  
 ム府ニ到リベルゼリユス氏ニ從ヒシハ實ニ一千八百二十  
 三年ノ秋ニシテ同シク四年ノ半ニ至ルマテ切瑳琢磨ノ勞  
 ナ積ミ夫ヨリ兩三年ノ後 *Jungenderinnerungender chemi-*  
 ト題スル書ヲ世ニ公ニセシカ是レ蓋シ氏カストツクホル  
 ムニ到リシ紀行トベルゼリユム氏ニ從ヒテ研究セシ實  
 驗トチ掲載シタルノ書ナリ然リ而シテ氏カ獨逸國へ歸  
 航スルヤベルリン府ニ當時新設シタル工業學校ノ化學教  
 授ニ擧ケラレ而シテ此ニ留マルコト一千八百三十二年ニ至  
 リテカツセル府ニ轉シ此ニ於テ忽チ高等工業學校ノ教導  
 ニ擧ケラレ、後チ一千八百三十六年ニ至リ終ニゲテング  
 ン府大學校ノ化學教授ノ職ヲ奉シ聯綿其教育ニ從事スル  
 コト此ニ年アリ終ニ蓋棺ノ期即チ一千八百八十三年九月二  
 十三日ニ至レリト  
 一千八百二十五年ニ於テ氏ハ始テ彼ノ有名ナルリービッ



ク氏ト相ヒ識ル所トナリ爾來交情倍々密ニ友誼愈ヨ厚シ  
 而シテ此二氏カ住スルノ地ハ其距ル近カラスト雖モ共ニ  
 休閑アルニ方レハ互ニ相ヒ往來シ或ハ相ヒ共ニ遊旅シ又  
 或ハ化學上ノ問題ヲ論究シ夥多ノ肝要ナル講習ヲ勉ムル  
 ヲ恒トナセリ又二氏カ共研協究ノ結果ヲ記載セル論說モ  
 共ニ二氏ノ名ヲ以テ之ヲ世ニ公ニセシカ左ノ論說ハ即チ  
 其著述ニ關ル

シヤン酸ノ說    メリテイツク酸ノ說    硫基酒石酸ノ

說    苦扁桃油安息酸及ビ之ニ密接セル物体ノ說

アミグダリンヨリ苦扁桃油ノ製造    尿酸ノ說

前ノ論說中世人ノ最モ注意セルモノ二個アリ即チ苦扁桃  
 油ノ說及ビ尿酸ノ說是レナリ而シテ其第一ノ論說ニ於テ  
 ハ二氏カ始テ同形<sup>アノロガス</sup>ノ炭素化合物ハ他ニ種々ノ變化ヲ生ス  
 ルト雖モ全ク變化セサル所ノ種々ノ簇聚物ヲ含有スルコ  
 チ發見セリ是レ即チ現今我輩ガラヂクル<sup>ラヂクル</sup>或ハレシヂ  
 ユート稱スルモノト同一ノ思想ヨリ成レルモノナリ而  
 シテ此思想タルヤ有機化合物ノ研究ヲシテ頗ル簡易ナラ  
 シメタルコトハ我輩ノ決テ否トナス能ハサル所ナリ而シテ

ベルゼリユス氏ハ早クモ二氏カ此發明ノ貴重ナルヲ認メ  
 以テ二氏ニ一書ヲ送リ二氏カ發明シタル<sup>ラヂクル</sup>ナル  
 モノハプロイン<sup>プロイン</sup>或ハオルスリン<sup>オルスリン</sup>(天明ノ義)ト稱スヘキ  
 コチ發言セリ其故何トナレハラヂクル現存ノ說ハ恰モ化  
 學世界ニ於テハ旭日ノ天明ニ向ハントスルカ如シ而シテ  
 二氏カ著述ハ各高等化學者ノ必ス講究スヘキノ一ニシテ  
 又理學上ノ著述中ノ模範トモナルベキモノナリ  
 又尿酸ノ論說中ニ記載セル所ノモノタルヤ實ニ奇異ナル  
 變遷物ノ數ト新化合物ヲ分離シ或ハ之ヲ精製スルノ方法  
 ナ思考スルノ熟練トチ以テ著明ナリ然リ而シテ又尿酸ニ  
 於ケル二氏ノ說ハ殆ント完全セルモノタルガ故ニ其世ニ  
 出テ後我輩ハ尿酸ニ付キ更ニ知識ヲ増進シタルハ實ニ鮮  
 少ナリ  
 今ヴエーレル氏ノ名ニ於ケル著述ハ其數枚擧スルニ違ア  
 ラス氏ハ一千八百二十八年ニ方リ一ノ大發明ヲナシ又是  
 レ他ナシシヤン酸<sup>シヤン酸</sup>アンモニヤ<sup>アンモニヤ</sup>ノ水溶液ヲ蒸發スレハ此  
 モノ全ク尿素ト變化スルノ一事ニ在リ蓋シ氏ノ此發見  
 アルノ時ニ至ルマテハ尿素ノ如キ物質ハ動物体中ニ於テ



ノミ生スルモノナリトセシカ人工ニ由リテ以テ無機物中  
 ヨリ之ヲ製造シ得ルハ實ニ當時ノ化學家ニ於テハ奇異ノ  
 想ヲナシテ唯々驚愕スルノ外ナカリシコソ宜ナル哉然ル  
 ニ今日ニ至リテハ此ノ如キ事業ハ最モ尋常一般ノコトナ  
 レヒ二十年來幾多ノ貴重ナル物体ノ聚合製造ハ悉皆ウエ  
 ーレル氏ノ發明ニ原因スルト云フモ恐ラク過言ニアラサ  
 ルヘシ  
 一千八百二十三年ニ於テ其題號ヲ分泌物ト稱ヘ元來具機  
 体中ニ存スルコトナキモ他ヨリ此体中ニ入ルモノニシテ尿  
 液中ニ存在スルモノ、論說ヲ刊行セリ又アツシミレーシ  
 ヨノニ由リテ中性有機鹽類ヲ炭酸鹽類ニ變遷セシムルコ  
 トヲ發明セリ  
 一千八百三十二年ニ於テハ氏又亞砒酸及酸化アンチモン  
 ノ二様形ヲ發見シ其後一千八百四十一年ニ於テ此二様形  
 ヲ有スル物体ハ其結晶形ト其粉狀トニ由リテ全ク異ナル  
 所ノ熔化點ヲ有スルコトヲ發見シタリ  
 又無機化學中ニ就テ氏カ講究シタル著シキモノハポツ  
 タシユムノ製造法、トングスチン化合物、アルミニユ

ムグリユシナムイユトツリユムノ製造法、又セント、  
 シレイル、デビイル氏ト共ニ結晶礬素ヲ發見セリ  
 又分析法ヲ種々ノ方法ヲ以テ改良シ或ハ良好ノ新法ヲ發  
 明シ且應用化學ノ方法ヲ大ニ改良セリ  
 氏ハリービツグ氏ト共ニ Annalen der Chemie und Phar-  
 maco. ヲ刊行シ且氏ハ現今頗ル肝要ニシテ化學家ノ重愛  
 スル Grundriss der chemie ヲ著述シ之ヲ世ニ公ニセリ  
 以上記載スルモノハウエーレル氏ノ天賦穎敏ナルト氏カ  
 一生ニ成就シタル事業ノ結果トチ概テ示スニ足ルヘキチ  
 信ス  
 氏ハ其事業ヲ以テ直接ニ化學ノ進歩ヲ計畫シタルノミナ  
 ラス又化學教授上ニカチ盡セルコト實ニ僅々ナラス、現今  
 諸大家ト稱スヘキ化學者ノ多クハ渾テウエーレル氏ノ教  
 ヲ受ケタルモノニシテ其益ヲ得タルヤ最モ大ナリ  
 ウエーレル氏ハ元ト僥倖ヲ以テ虛名ヲ博セント欲スルカ  
 如キ人ニアラス而シテデユマー氏ゲルハード氏ベルゼリ  
 ユス氏及リービツク氏等ノ專ラ意ヲ注キタル如キ化學上  
 ノ大理論ニ係ル問題ノ如キハ注目スルコト甚タ稀ナリシ、



氏ハ好テ化學上ノ事實ヲ處置シ其得タル好結果ハ世ニ比類ナカルベシ、氏ハ其先學者輩ノ困苦セシ難事ト雖モ容易ニ之ヲ處置シ得タルコト多シ此ニ由リ之ヲ見ルニ氏ノ大家タルヤ喋々ヲ待タズシテ明ナリ

氏ハ性質温厚ニテ更ニ虚飾ノ風ナク其子弟ヲ遇スルヤ實着惻切チ主トセリ是レ我邦人ノ氏カ生前ニゲチンゲン府ニ遊學シタルモノ、証明スル所ナリ

今之ヲ約言スレハ氏ハ化學家ナリ其人トナリハ我輩ノ標準トナルヘキモノナリト云フモ決シテ過言ニアラス嗚呼ゾエーレル氏既ニ逝ケリ然レヒ氏カ遺ス所ノ方法ハ尙ホ各ラボレトリー中ニ生存ス而シテ氏カ靈今尙ホ幾多ノラボレトリーヲ統轄スベシ若シ氏ノ靈ニシテ能ク統轄スルアラバ化學世界ノ幸福之ヨリ偉ナルハナシ

○答人辨經義書

杉浦正臣舊稿

拜讀。足下有疑乎論語所謂事父母能竭其力。事君能致其身之義。見贊於僕。僕不敢不答焉。察足下之意。蓋謂事父母不可不竭力固也。亦不可不致身也。事君不可不致身固也。亦不可不竭力也。而今乃於事父母唯說竭力。於事君唯說致身。果

然。不致身於父母而可矣乎。不竭力於君而可矣乎。若爲用互文之法耶。則於事父母說致身。於事君說竭力。亦復無不可矣。而何獨於事父母要竭力。於事君要致身乎。是足下之所疑也。僕請辨之。夫教人之道。莫善於不責其易行。而責其難行焉。今父母之於子其愛至矣。縱子而不竭力。未必重譴也。是以自然不竭力。是人之常情也。不然。古來以孝聞者。比屋可封。而劬筋臥冰之徒。指不多屈焉。是非以事父母竭力之難行耶。然當其父不幸遭難也。而殺身復讐。亦其常情也。不然。古來復父讐者當絕跡。而寢苫枕塊者。不遑枚舉焉。是非以事父母致身之易行耶。今君之於臣固以義合者。其爲責也重矣。若臣而不竭力。恐失祿仕矣。是以自然不得不竭力。亦是人之常情也。不然。古來仕者當概解其職守。而戴星量書。不乏其人。是非以事君竭力之易行耶。然當其一朝有主家之變也。則脫身苟免。亦其常情也。不然。古來殉難死節之士。當車載斗量。而潛跡偷生者。比屋可誅也。是非以事君致身之難行耶。其然。故子夏於事父母不責其致身之易行。而責其竭力之難行也。於事君不責其竭力之易行。而責其致身之難行也。自非達於人情。明於教方。則安得發此言哉。凡經義不



可獨以文理求也。又不可獨以情意求也。必也。文理以推焉。情意以察焉。則庶幾乎得其旨矣。僕之所見如此。敬復。

○龜井戶村觀臥龍梅賦拙詩四章以呈巽軒先生請賜尊和

白川船山

其一

誰謂一株玉。分爲千萬枝。蜿蜒起伏狀。宛認臥龍姿。我元南海客。十載勞夢思。今日始來訪。恍忽却生疑。深憐風雪裡。香影自扶持。世途皆險矣。只合野人期。

其二

古今誰俊傑。吾推孤竹公。鍾愛尤臻至。永令仰遺風。年々春二月。花同人不同。滿地雲耶雪。一望白玲瓏。造化弄奇戲。花中亦出龍。其馨如君子。何因稱薄紅。

水戶源義公別號西山、又曰孤竹、曾愛龜井戶梅花、名薄紅臥龍梅、

其三

花下自成徑。任人去又來。步々叫奇絕。恰如上瑤臺。未看疎影動。先覺暗香催。清苦依寒竹。寂寞映蒼苔。暫借庭中榻。沈吟且銜杯。獨待天方暮。好與月徘徊。

其四

淡粧如靜女。縞袂類飛仙。來看殊不惡。於我夙生緣。取筆愧牛後。探春誇帝先。人隨風水逝。歲逐燭華遷。傍有一荒井。遺蹟口碑傳。低徊深抱感。爲賦幾詩篇。

○呈巽軒井上先覺

渡邊寬

芳名夙向先世聞。天性元知自卓然。身在藝林延後進。心存典籍慕前賢。多年誰究正真理。一代人推新著編。素志平生求益友。欲攀驥尾莫相捐。

○僚友宇川盛三郎君將之佛國聊賦七律三章以送其行

敬香大江孝之初稿

遠向佛蘭茲啓行。欣君宿志一朝成。碎身久矣勤渠學。被錦果然逢此榮。海路三旬風浪穩。春帆二月水天晴。他年任滿歸來日。宛似畫龍初點睛。

輪船今日往來頻。至竟天涯若比隣。苟識友情無別異。應欣殊域足交親。月耶銀燭巴黎夜。雲盡瓊花西燕春。寄語君遊英獨國。慇懃致意舊知人。自注西燕河名繞巴黎城。舊友末松謙澄伊東己代治二兄。行在英獨。君他日有遊二國之意。後半並及。

懶將詩句上紅箋。淚燭無言思慘然。壯志莫摧奢俗地。身須護異鄉。天愁生別館。三更月望斷滄溟。萬里船。此去情懷何處寄。雁



書燕信夢相牽

小山禹川評云、第一贊其榮、第二述其盛、而第三結以親朋  
相思之誠、自是與古詩人之意相符、作者用意不苟、可知、敬  
服々々、○又云、三律中最後爲完璧、就中壯志莫摧一句、是  
字々千金、益友相思之切、非尋常詩人諛言之比、宇川君獲  
此一句、其喜可想、  
坪井咬菜評云、三首勁健切實、送此人不可無此詩、

寄書

○越地瑣談

續號

○金澤人大屋氏ノ報道云、道ミチイマフル今古ノ墓ハ加賀國石川郡  
北笹塚村ニ在リ同村ニ字ナ阿稀冢ト云フ有リオマレツカ（加茂直兄  
言フオマレハホマレノ訛ナラン）坪敷三畝封土ノ高サ三  
間餘松樹千餘株外ニ雜木數本アリ人造ノ封土ニアラズ地  
勢頗ル高低アルヲ見レハ往昔ハ其冢丘上ニアリシヲ漸々  
開墾シ墓ノ周邊僅ニ殘リシモノナラン今孤穴數ヶ所アリ  
又右ノ小キ稻荷祠ヲ置ク三代實錄ニ仁和元年十二月二十  
九日加賀國加賀郡大野郷（足利中葉以來石川郡ニ屬ス）道

今古ニ位二階ヲ授ケ戶内田租ヲ免シ其門閭ニ表シ以テ貞  
節ヲ旌ス今古年十三ニシテ故前加賀權掾大神高名ニ適キ  
二十餘年ヲ經テ高名死ス今古墳側ニ廬スルヲ年ヲ歷テ去  
ラス哭泣ノ聲日夜絶エス母ハ箭ヤツメ集清河ノ子蓋シ本郡味智  
郷ニ居ルト居士按スルニ令ニ凡孝子順孫義夫節婦志行國  
郡ニ聞ル者太政官ニ申シ奏聞シ其門閭ニ表シ同籍悉ク課  
役ヲ免シ精誠通感スル者別ニ優賞ヲ加フトコレ等ノ定ニ  
依テ旌表ノ典行ハレテ其同郷ノモノマデ面目ヲ施シタレ  
バカ、ル大ナル墓ヲ築キ譽冢ノ名ニテ今日ニ遺リシコト  
ト思ハル夫ノ大神高名ノ墓モコノ近村ニアリト嘗テ聞及  
ヒタレヒ大屋氏ノ報道ニ載セザレハ慥カナラズ因ニ云フ  
是ヨリ先キ承和二年十一月ニ加賀國能美郡財部造繼麻呂  
母存スル日定省ノ禮其節ヲ失ハズ役後操行變セズ朝夕哀  
慕ス隣邑推服セザルナシ勅シテ三階ニ叙シ終身其戶租ヲ  
免シ門閭ニ旌表シ衆庶ヲシテ知ラシメ其後齊衡元年五月  
加賀國ノ節婦和邇部廣刀自ノ女ニ爵二級ヲ賜フ廣刀自年  
十四山城國人秦直勝ニ適ク直勝亡後冢側ニ廬ス今ニ三十  
餘年其故夫ヲ追慕シテ哀泣スト史上ニ見ヘタリ加賀ノ國



ハ前ニ白山ノ僧徒後ニ一向宗ノ一揆有リ三州史ノ撰者ナル富田景周氏ハ片禮寸義ヲ辨ヘサル風俗殆ント古毛人ノ遺孽ナリトシテ元祿年中金澤藩主松雲院殿(前田家五代綱利)三州輿地圖ヲ幕府ニ上ラルニヨリ自撰シ玉フトキ當國ノ土賊ハ守護ノ富樫氏ヲサヘ斃シタルナレバ其故俗今モ民間ニ遺レリ只民間ノミナラス卿大夫士トイヘトモ其流風ニ煽化シ我意ヲ張ル機アリテ日夜胸襟怠慢シ玉ヒ難シトノ玉シコトヲ引証セリ然レハ古ニハ孝子節婦ヲ三人マテ出セシチ見レハ強チ蝦夷ノ遺種トモ云ヒ難シ

○能登國ハ養光二年五月越前國ノ羽咋能登(今ノ鹿島郡)鳳至珠洲四郡ヲ割テ始テ置カル、所ナリ其後天平十三年十二月越中國ニ並セラレテ又天平寶字元年五月七日ノ勅ニヨツテ再ヒ越中四郡ヲ割テ能登ノ國ヲ置レタリ能登ト云フ國ノ名ハ能登比咩神社(今鹿島郡能登部下村ニアリ)祭神ハ崇神帝ノ皇女能登臣ノ祖大入杵命ノ同母妹淳名城入比咩命ナリ本社ヨリ一丁余山ノ嶺ニ御墓アリ兆域四十八間高四間頂五間四方石垣二間四方高五尺ト云ヘリ)能登生國玉比古神社(同郡所口村ニアリ)ノ邊ヨリ起リ一郡

ノ名ニナリ一國ノ名ニモ負セタルナルヘシ但シ能登ト云意義ニ付テハ種々ノ説多シ吞所カ吞門カト云アリ能ハ長ナリ登ハ渡ナリ佐渡狹渡ニ對シテ云トナスモノアリ皇都ノ鬼門ニ當レバ能門ニテ關門ナリト云アリ大古此國ニ巨大ノ猛鷲棲ミ北海ノ通路ヲ妨ク大己貴尊之ヲ射殺シ玉ヒ是ヨリ舟船能ク登ル故ニ名クト云アリ北國上下往來ノ船此國ヲ泊トナス故ニ能門ト云アリ孰レモ良説トモ聞ヘ難シ中ニモ諸國郡郷ノ名好字ヲ著ト云和銅ノ勅及ヒ諸國部内郡里等ノ名並セテ二字ヲ用ヒ必嘉名ヲ取レト云フ式ノ定ヲ知ラズシテ能登ノ字面ニツキ捏造セシ説ハ取ニ足ラズ金澤人宮井某ノ説ニ能登ハ沼處ト云フノ義ナリ此郡(鹿島郡)ノ地形タルヤ往古ハ山脉ノ外ハ入海ノ干潟トナリタルモノニテ沼多カリケンコトハ實地ニ徴シテ明カナリ故ニ沼ノ地ト云フ義コテ能登トハ號ケタルナルベシ例ヘハ加賀國能美郡モ沼郡ナルヘシ今尙湖水ノ汎濫シテ平陸ヲヒタスコトノ頻ナルニテモ沼ノ陸ニナリタルモ信セラル此等ノ同例ニテ能登ハ沼處トナルヲ知ルヘシ(又)ト(ノ)トノ音ノ轉ハ例多ケレハ徴セズト云ヘリ居士按スル



ニ凡地名ハ川ヤ山ヤ草ヤ木ヤ或ハ人ノ名勝レタル地形等  
 瑣細ノコトヨリ起リタル例多ケレバ今理リノ通りタル説  
 トテ容易ニハ信シ難ケレハ宮井氏ノ説尤モ新キ考案ニテ  
 妥當ニ見ヘタリ

○又宮井某ノ説ニ能登國鳳至郡ノ訓ハフゲシ郡ナリ嘗テ  
 金澤藩ノ皇學教師狩谷竹鞠ニ聞ク云ク和名抄今本ニ鳳至  
 不布トアレハ古本(金澤藩主ノ藏本ニテ萬福寺ト云朱印  
 志アリ)ニ鳳至不希トアリト某按ルニ古本不希志トアルハ  
 正ナルモノニテ今本不布志トアルハ誤ナルヘシ和名抄中  
 語ノ重ナルトキハ總テ清濁ニヨラス疊字ヲ用ルチ法トセ  
 リ讚良佐良鈴鹿須々鼓都々々傀備子久々等ノ如シ此等ノ文  
 格ニ照スモ不布志ト同言ニ異字ヲ記スヘキ理由ナシタ  
 此一例ヲ以テモ正誤ヲ證ルニ足ル況ヤ邦人土俗古來フゲ  
 シト唱ヘテフ、シト云モノナシ延喜式印本神名帳鳳至比  
 古神社ノカナニフゲシト附シタルモ他ノ古傳ニ據ヤ疑ナ  
 シ此等モ一ノ傍證トシフゲシト訓ムヘキヲ信スト云ヘリ  
 居士按ルニ三州史ニ寛永比ノ記ニ鳳氣至ニ作ルアリ最モ  
 俗習也ト記セリ鳳氣至ト書キタルモ全ク土音ノ儘ヲ記シ

タルモノニテ俗習ナルヘケレハフゲシト唱ヘタルハ証ス  
 ルニ足ル其所謂萬福寺本ニヨリ今本ヲ校正セシニハ世間  
 ノ益頗ル尠カラザルベキニ

○能登國ハ北陸ノ内ニテモ北海ニ突出シテ全ク半島ノ形  
 ナシ北陸ノ街道ニ離レタレバ維新ノ初迄ハ藩吏ノ公用  
 ナ帯ヒ派出スル外他邦ノ人ハ勿論北陸ノ者ニテモ往來セ  
 シコト寡ク自ラ世間ニモ著レズコレガ爲メ却テ石器及ヒ  
 土器等古代ノ物今ニ出ル所多シ鳳至郡前波村ニ葺不合尊  
 降誕ノ地ト云フテ天ノ毗良迦ヲ出セリアマノヒラカ葺不合尊降  
 誕ノ地ト云フモノハ俊寛僧都及ヒ丹波少將成經平判官康  
 頼ノ配所羽咋郡鉦打ノ郷ニ在リト云フモノト同ク無稽ノ  
 説ニテ僻遠ノ地ニハ其例少カラズシテ取ルニ足サレモ其  
 毗良迦ト云フ瓦器ノ出ルハ虛ニアラズ時々畑ヲ耕ストキ  
 ニ出シト云フ居士其一ニ得タリ形ハ中程小ク最小ノ處  
 ハ直經一寸二三分ソレヨリ次第ニ上下ニ太ク高三寸許上  
 ノ飲食物ヲ盛リタリト覺キ方ハ内面ニ竹又ハ木片ナトナ  
 以テ型トナシ外面ヨリ手指ヲ以テ壓シタルモノト見ヘ横  
 ニ細線ヲ印セリ外面ハソノ細線ナクシテ少シク高低アリ



内面ノ深サ一寸三分口徑三寸許下ノ臺ト覺キ方ハ其製上ノ内面ニ比レハ稍麤ニシテ口徑ハ狭ク深サモ三四分許リ淺シ地ニ置キテ傾倒セザル爲メ縁モ上ニ比スレハ厚ク平直ニ作レリ質ハ細砂石ト埴土トヲ雜ヘ其色赭シ之ヲ大森ノ介墟ヨリ出ツルモノニ比スレハ火ハ十分融解スルマテニ透徹セリト見ヘ甚タ堅シ但シ中ニ就テ其ノ一個ヲ記スルモノナレバ大小堅脆ハ多小ノ差アルヲ免レサラン按ルニ工藝志料ニ毗良迦今ノ平瓶ノ類ナリ又毗良迦或ハ保止岐トイフ扁ナル陶器ニシテ即淺甕ナリ又平甕トモ記セリ然レバ今コレヲ天ノ平甕ト土俗ニ唱ルハ誤リナルヘシ葦葭堂雜錄ニ南都春日大宮ノ例祭ニ用ル黒木机トテ出セ

ル圖中ニ白酒ヲ盛ルモノトシ高サ二寸八分上ノ徑三寸底ハ二寸七分赤キ土ニテ製ス是ヲ(クワイ)ト云フト記セリ製質形式共ニ符合スレバ今ノ平甕モ白酒ヲ盛ル器ニテ(クワイ)ト謂フヘキモノカ獨リ怪ムヘキハ一様ノ瓦器ヲ出シテ未ダ種々ノ瓦器ヲ出スヲ聞カザレバ祭祀ニ用ヒタルトモ思ハレズ亦タ陶工ノ住セシ地トモ思レズ又タ雷斧二枚ヲ得タリコレ亦タ前波村邊ヨリ出シト覺タリシガ今

村名ヲ失ス又タ石鏃ハ珠洲郡ノ岬狼烟村及ヒ羽咋郡氣多神社(國幣社祭神大己貴命能登國一宮ニシテ式内ノ神ナリ)ノ森林中ヨリ出ツ雲根志後編卷ノ四 鏃石ノ條ニ云フ能登七尾近所二宮又ヒラト云所ニモアリ曲玉ノ條ニ云フ能登穴水同國カブト天狗ノ飯ヒノ條ニ云又佐渡能登ニモアリコ、ニテハ狐ノ飯ヒトイフト飯ヒノ名何ユヘナルヤ考得ズ又同書三編卷ノ五 狐鏃ノ條ニ云フ予カ珍藏ニ狐ノ鏃トイフモノアリ能登國七尾ノ近邊岩車トイフ所ニテ安永二年四月ニコレヲ得タリ形大工ノ持カンナニ異ナル事ナク大サ又然リ色黒赤ク光リテ玉ノ如ク甚奇品ニシテ美物ナリ其後同國甲トイフ所ヨリモ得タリコレ又同物ナリ色黒赤ク輝テ玉ノ如シ兩所トモニ里俗狐ノ鏃トイフ按スルニ神代ノ古物ナラン他所ニアル事ヲキカズ他ノ同癖ノ人藏ル事モ又キカズ狐ノ鏃ノ條ニ云フ狐ノノミトイフモノ能登國狐ノ鏃ト同所ニアリ同所ニテ二品ヲ得タリ鏃トハ石性大ニ異ナリ尤モ堅クシテ玉ノ如ク石脈ノ木理アリテ木ノ如ク細ク少シ平ニシテ丸ク先少シヒラキ諸刃アリ神代ノ物ナルヘシ兩所トモニ里人狐ノノミトイフ弄石社中ニイマ



タ此物ナシ他國ニアル事モ聞ズ雷斧ノ類トイヘトモ形狀  
 石性大ニ異ナリ以上記ス所ルニヨリテ合セ考ルニ能登地  
 方異類ノ石器瓦器ヲ多ク出セシハ地僻ニ人稀ニ自ラ耕作  
 ノ爲ニ發掘セラル、モノ少キ而已ナラズコノ國ノ地形タ  
 ル山ハ甚タ高カラズ三面海ヲ帶ヒテ灣港多ク上古人類ノ  
 爲メニハ尤モ適當ノ住地ナルヨリ夥多棲息シコレ等ノ器  
 物ヲ遺セシナラン

○金澤人大屋氏ノ報道ニ云フ懷成親王ノ御陵墓ハ能登國  
 羽咋郡上田村光照寺地内ニアリ字秘宮ト云(草ムラニテ  
 平地ナリ)此邊ヲ押水郷又中之庄トモ云懷成親王ハ順德  
 天皇第一ノ皇子ニシテ仲恭天皇ト奉諡ス承久三年四月廿  
 日受禪七月廿日北條義時ノ爲ニ位ヲ九條院ニ遜ケ九條廢  
 帝ト稱ス文曆元年五月廿日崩スト史上ニ見ユ然レモ該御  
 陵墓ニ就キ光照寺ノ由緒過去帳及ヒ口碑ヲ聞ニ順德帝佐  
 渡國へ移ラセ玉ヒシ後ヲ親王痛ク御心ヲ惱マセラレ如何  
 シテカ彼ノ逆臣ヲ誅シ吳ノト欲シ玉ヘモ誰アリテ應援參  
 謀スル武士モナケレハ此上ハ御父順德帝ニ咫尺シ秘懷ヲ  
 伸ルニ如シト北望ノ思ヒ切ナルニヨリ天福元年十月遂ニ

微服間行日夜北走ノ所長途ノ嶮ニ難苦シ玉ヒ能登羽咋郡  
 押水郷河窪光明院カハクホ眞言ニ留御光明院ノ住僧祥觀ナル者當  
 村ノ西南印幡芋野ニ假宮ヲ設ケ之ヲ奉ス扈從ノ士金吾淳  
 光小室利澄廣政式部等日夜薪水ノ勞ニ服シテ奉仕ス親王  
 御名ヲ改メテ秘宮ト稱ス蓋他ニ秘スル所アルヲ以テノ故  
 ナルヘシ其周邊ヲ總テ古卿大海中ト自稱セラル其后珠洲  
 岬ヨリ航海アリテ佐渡國ニ至リ討逆ノ計畫アリト雖モ天  
 運到ラス且順德帝崩御夫ヨリ再ヒ古卿大海中へ還御アリ  
 遂ニ義懷ヲ生シ弘長三年七月廿七日崩御義懷ノ後義就義  
 玄義憲義方ヲ生ム義方ヲ弟義勝光明院ノ住僧トナリ本願  
 寺三世綽如ニ謁シテ眞言宗ヲ改メ淨土眞宗ニ歸シ光照寺  
 ト改稱ス其子孫世々該寺ニ住職ニ當時三十二代ト云扈從  
 ノ臣ノ内小室廣政二人ノ子孫ハ現今上田村ニ存ス光照寺  
 ノ重物ハ懷成親王ノ御召衣三枚(厚キ絹地ニシテ筒袖ニ  
 仕立花色ニ龍ノ模様アリ)順德帝御木像(懷成親王彫尅ノ  
 品ト云)聖德太子木像(同)觀音佛金像(同)弘法大師木像  
 (同)聖德太子畫像一軸(後圓融帝ヨリ賜フト云)懷成親王  
 ノ御陵上田村ニアリシコハ光照寺由緒等ノ外據ルヘキ書



類ナシト雖モ續本朝通鑑後堀河帝下卷ニ今新帝生ニ於廢  
 帝之故宮ニ而一歲受禪事皆不吉也ト新帝ハ四條帝ナリ廢  
 帝ハ即チ懷成親王ニシテ仲恭天皇ナリ故宮ハ蓋シ九條宮  
 ナルヘシ而シテ古史皆四條帝ノ誕辰ヲ寬喜三年二月十二  
 日トシ廢帝崩御ヲ文曆元年五月廿日トス文曆元年ハ寬喜  
 三年ヨリ二ヶ年後ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ四條帝ノ降誕  
 ハ廢帝存生中ナリ存生中ニシテ故宮トサスハ果シテ其以  
 前ニ微行閑行ノイナカラシヤ又校正王代一覽ノ鼈頭ニ廢  
 帝ノ御陵ハ山城國伏見街道冢本町廢帝社ノ下圓丘ニ葬ル  
 トアレヒ宮内省御陵墓掛編輯陵墓一覽表ニ帝王山陵ノ所  
 在未ダ確證ヲ得ヘカラストナス者一十三アリ仲恭天皇ノ  
 御陵モ其内ニシテ圓丘ヲ採ラス併明治十三年四月以前ノ  
 確定ニ係ルトアレハ其後所在判明セシモノカ未ダ之ヲ知  
 ラサレヒ右掛ニ於テモ今ニ搜索中ナル時ハ若シヤ上田村  
 ハ御本陵ニモ無キヤ尙熟考ト云ヘリ居士按スルニ記中疑  
 フヘキ所モ少カラザレヒ懷成親王御陵ノコトハ或ハ信ナ  
 ラン識者ノ考定ヲ待ツ

○土器塚考  
 福家梅太郎 合述  
 坪井正五郎  
 駒場農學校生徒福家梅太郎去歲八月荏原郡上目黒村某氏

ノ茶園ニ於テ古土器ノ破碎セルモノ數片ヲ發見シ次テ朋  
 友ト此地ニ往ク數回ニシテ左ノ諸物ヲ獲タリ  
 土器ノ碎片三百餘箇 皆素燒ニシテ厚薄一ナラズ以テ釉  
 ヲ施スノ術轆轤ヲ用キルノ法ヲ知ラザル人民ノ製造ニ係  
 ルヲ知ル厚サ概テ三四分小ナルハ長サ一寸五分幅一寸大  
 ナルモ長サ三寸幅二寸ニ過ギズ一モ全体ヲ見ルニ足ルモ  
 ノ無シト雖ヒ蓋シ土鍋壺鉢等ノ破碎セルモノナルベシ摸  
 樣ハ内外諸國ノ介墟ニ在ルモノ、如ク多クハ繩索狀ナレ  
 ヒ往々直線或ハ曲線ヲ畫キタルモアリ舊大學教授モ一  
 ス氏及ヒ理學士佐々木忠二郎氏ニ鑑定ヲ乞ヒシニ大森ノ  
 介墟ヨリ出ツルモノト同種ナル由チ云ハレタリ  
 内面ニ波紋アル土器ノ碎片數箇 明治十三年上野國ニ於  
 テサト一氏ガ獲レタルモノト等シクシテ此摸樣ハ朝鮮  
 ノ古土器ニ特別ナルモノナリト云フ  
 石斧數箇 長サ寸許ニシテ打テ缺キテ造リタルモノ  
 確ニ似タルモノ、碎片一箇 裏面平坦表面球形一部ノ凹  
 處アリ蓋シ全圓ノ破損セシモノナルベシ縱橫共ニ四寸餘  
 厚キ處ハ一寸餘薄キ處ハ三分ニシテ其形狀大森介墟ヨリ

以下次號



出タル確ノ碎片ニ等シ  
 橢圓體ノ石ニシテ兩面ノ中央ニ淺孔アルモノ一箇 縱三寸横二寸五分厚サ一寸六分アリ明治十二年七月佐々木忠二郎氏が常陸國陸平ノ介墟ニ於テ發見サレタルモノニ等シク同氏ノ説ニ據レバ器物ノ頭ヲ銳尖ニスル具ナラント云フ此器ハ大森ノ介墟ヨリモ出タリ  
 抑モ此等ノ古器ハ深ク地ヲ穿テ獲ルニアラズ地上ニ散在スルモノヲ蒐集スルナレバ必ス口碑ニ傳フルコトアラント江戸名所圖會ヲ見タルニ「土器塚ひはらひつみ 駒場野の内あり里諺云往古此地奥州街道かりしより源義家朝臣奥州征伐の頃此地に至り玉ひ酒宴ありし土器と後土人等此地に埋めて義家朝臣の武功英名を尊ぶのあまり土器塚と稱せると云其塚の側を同勢山と稱ふハ義家朝臣供奉の輩の居りし舊跡といふ」トアリ又新編武藏風土記荏原郡太子堂村墳墓ノ部ニ「土器塚 代田村ノ境同前山ニ續キシ平地ヲ云相傳フ往古八幡太郎義家奥州征伐ノ時此處ニ人夫ヲトメ酒宴アリシ土器ナド此ニ埋メタル故名トセリ」ト記シ山川ノ部ニ「同前山 小名土器塚ニアリ山ノハタハ

リ一町許村民與左衛門ノ所持ナリシガ近キ頃御藥園ノ添地トナレリ相傳フ鎮守府將軍源義家奥州征伐ノ時同勢ヲ憩ヒシ故昔ハ同勢山ト云シテ今ハ誤テカク唱ヘリト云尤ウケガタキ説ナリ」ト載セタリ此地諸村ノ相接スル所ニシテ土器塚ハ何レノ村ニ屬スルヤ詳ナラザレハ農夫ノ言ニ據ルニ此茶園ノ邊ヲ同勢山ト稱シ維新前ハ幕府ノ藥園ニシテ小高キ丘ノアリシヲ今ヨリ七八年前ニ堀リ壞シ茶園トナシタルナリト云ヘバ二書ニ記載セル土器塚トハ即チ余輩ガ土器ヲ獲タル地ナルベシ余輩尙ホ口碑ニ傳フルコトヲ探ラント欲シ代田村ノ舊家清水淺右衛門（住居茶園ニ接ス）ナルモノニ就テ尋テタルニ同人祖父ノ代ニ土器塚ヨリ土器ノ出シコトアリシトハ聞キタルガ今ハ彼邊トノミニテ其地サヘ定カナラズト指シタル地ハ即チ此茶園ナリ如此土器塚ノ位置ト余輩ガ土器ヲ獲タル地ト符合スルヲ以テ考フレバ所謂義家ノ酒器トハ此等ノ土器ノコトナルベシ然レハ義家ノ時代ニハ陶器鉄器ノ製造盛ニシテ如此繩索ノ模様アル土器打チ缺キテ造リタル石斧等ヲ用ヰル理ナキハ辨テ待タズ由テ按スルニ古塚城趾等其由來ノ

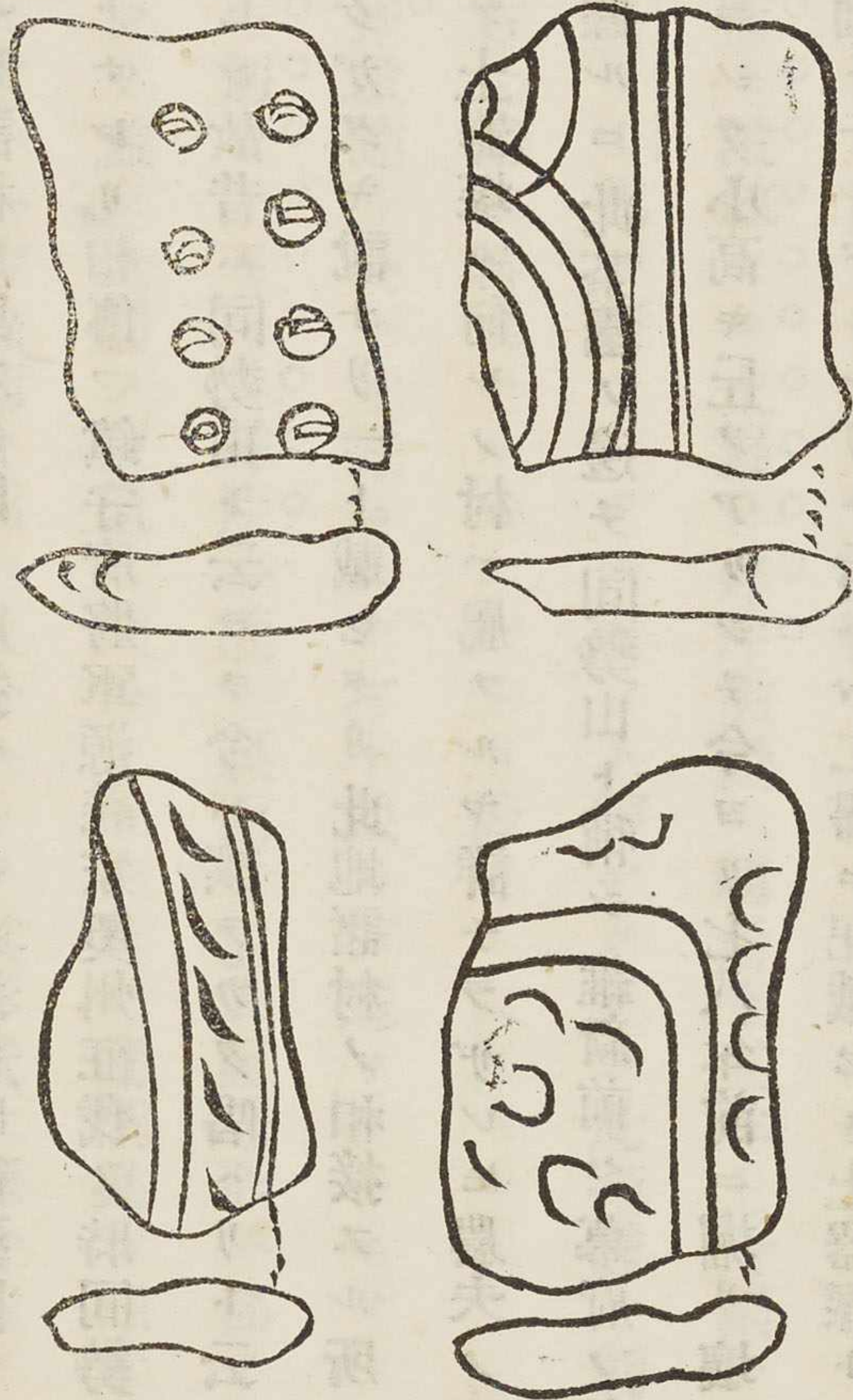


詳ナラザルハ之ヲ英雄豪傑ノ古跡トスルモノ世ニ多ケレ  
 バ此塚モ亦因縁明ナラザルニ其地ノ古ノ奥州街道ナルト  
 義家通過ノコアルヲ以テ好事家ノ附會説ヲ爲セシモノナ  
 ルベシ江戸名所圖會ノ註ニ「按ニ此地ハ蘆毛塚と稱ビる  
 ものあり疑ふらくハ土器塚も<sup>ひはらひつみ</sup>隍塚<sup>ひはらひけ</sup>を誤るものありて往古  
 馬ちとを埋免たる塚なるへ」ト記シタルハ反テ實物ヲ  
 見ザル臆説ナラン

古器ノ出ヅルハ茶園ノミニアラズ此所ヲ距ルコト遠カラザ  
 ル農學校ノ構内及ビ其近傍ニ於テモ同様ナル土器ノ碎片  
 及ビ石斧ヲ獲ルコトアリ又江戸名所圖會ニ往古農民市兵衛  
 ト云フモノ此邊ノ地ヲ掘リテ長サ二尺二寸圍ミ本<sup>モト</sup>ニテ八  
 九寸アル石劔ヲ獲是ヲ近傍ノ稻荷社ニ納メタリト記シタ  
 ルモ或ハ同種ノモノニシテ此邊ハ恐クハ古代人民ノ村落  
 タリシナランカ凡ソ未開人民ハ飲食ヲ獲ルニ容易ナラン  
 ガ爲必ス河堤海濱湖邊等ニ居テ占ムルモノニシテ此茶園  
 ノ地モ亦目黒川ニ臨ミタル南面ノ丘ナレバ甚ク未開人民  
 ノ住居ニ適シタリ此川今ハ其幅僅ニ二三間ニ過ギザル細  
 流ナレト往古ハ葎土覽古圖ニ記シタルガ如ク行人坂邊迄

入海ニシテ大崎、袖カ崎、鎗カ崎(千代ガ崎ノ古名)等モ海  
 ニ臨ミタル時ノ古名ナルベク目黒川モ此時ニハ從テ大河  
 ナリシナラン如此地勢ノ住居ニ適スルト古器ノ散在多キ  
 トニ由テ考フレバ此地ハ古代人民ノ村落ナリト云フモ當  
 ラズト雖モ遠カラザルベシ其時代及ビ人種ニ至テハ容易  
 ニ明言スベカラザレト土器ノ模様ヨリ推スルハ大森ノモ  
 ノト同一ナルベキカ余輩學淺ク搜索充分ナラザルヲ以テ  
 未ダ確説ヲ公ニスルコト能ハズト雖モ聊カ見聞ヲ記シテ考  
 古學者ノ參考ニ供セントス

土器破片ノ圖(實形二分一)





雜報

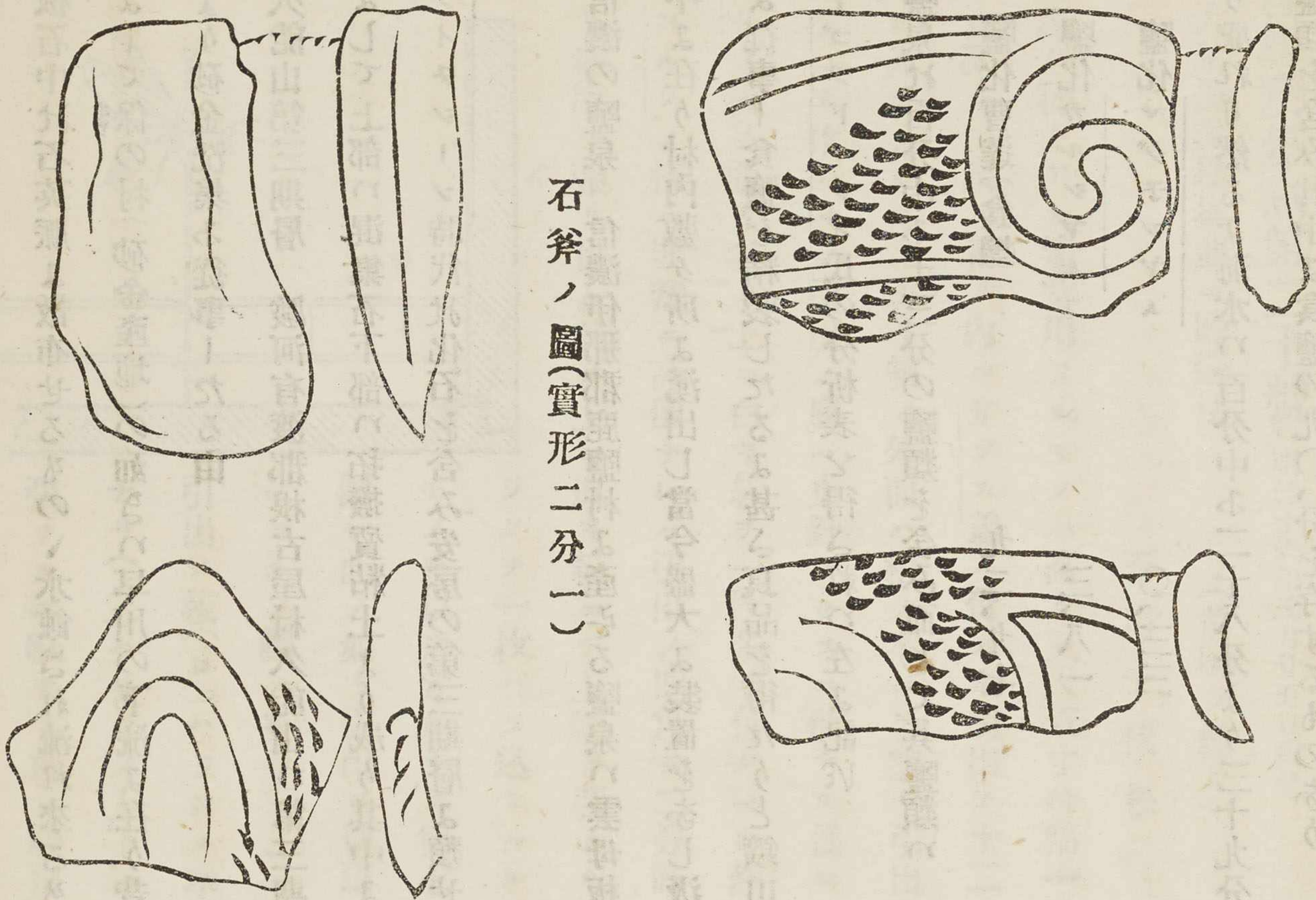
○海外留學 法學士加藤高明氏の海外留學の爲め過日出  
 發されたと又理學士寺尾壽氏の先年より佛國に留學せら  
 れしが業成りて此程歸朝せられたり同氏の専ら星學を研  
 究せられ今度歸朝の折も米國を廻りて彼の金星經過と  
 實檢せられし由

○新刊著書 社友文學士井上哲次郎君の倫理新説を著し  
 され又理學士平賀義美君の化學小學を著しさる何れも良  
 書あり

○土地の卑窪 信濃下伊那郡淺野村鴨目川(天龍川の上  
 支流)の北岸に於て明治十二年頃より凡二十四方の土地  
 卑窪をたる爲に其邊の家屋の傾斜し或は破損し現時まで  
 の凡二尺餘も落下し明治十四年の此作用最甚しかりし由  
 然れども未だ其原理の詳かからず同地へ派出の地質調査  
 員の話より地質學上を言へる土地の卑窪デプレッションといふ大に異なる  
 やうな覺ゆと他日詳報を得て記さん

○砂金の大粒 甲斐巨摩郡三里村新倉早川の支流より砂  
 金を多量に産出其中より往々大粒あり數月前より一粒三

石斧ノ圖(實形二分一)





勿餘のものを得たりと而して此砂金の上流に露出せる粘土板石中に石英脈を散布せるもの、水蝕され流れ來るものより保の村(砂金産地)の如きの早川の下流に在り昔時より砂金洗集ふ從事したる由

○久能山第三期層 駿河有渡郡根古屋村久能山の第三期層にして上部に混集石下部に拓撥質粘土より成り其中にプライチション時代に化石を含み安房の第三期層と類せり

○信濃の鹽泉 信濃伊那郡鹿鹽村に産する鹽泉の雲母板石中に在り村内數ヶ所湧出し當今盛大な裝置をちし汲取ふ從事し食鹽を精製したるを甚く良品を得たりと鑛山學士ゴッドフレイ氏の分析表を得られ左に記す

鹽泉は百分中お十三分の鹽類を含み而して其鹽類の

鹽化曹達(食鹽) 九二、九七

鹽化カルシヤム 三、八一

鹽化マグネシヤム 〇、三三

より成れり然るは海水の百分中お二十八分より三十九分の鹽類を含み其中に食鹽の九〇、分を存するものあり

○本誌一冊定價十錢 六冊前金五十五錢 十二冊前金壹圓十錢の外に郵送費一冊に付金一錢

○配達概則

第一條 代價(郵税共)收受セザル内ハ縦令御注文アルモ遞送セズ  
第二條 前金ノ數盡ル時ハ別段不申上モ再ヒ前金御送附被下度尤廢止ノ御沙汰無之以上ハ引續配達ノ手順ニ運マベシ  
第三條 郵便切手ヲ以テ代價ト換用ハ謝絶ス  
第四條 郵便爲換金ハ東京四日市驛遞局へ宛御取組相成度候  
第五條 特ニ一冊限御入用ノ向ハ壹錢郵便切手十一枚御送致ニナレハ御届ケ可申上候

假編輯長 赤坂龜次郎

印刷長 土岡與三郎

東京日本橋區檜物町十番地

本社 東洋學藝社

神田雉子町 巖々堂

大賣捌 通三丁目 丸善

總町三丁目 文海堂